

津市条例

- 津市市税条例等の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市介護保険条例の一部を改正する条例
- 津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市公平公正な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 議決を経た予算等の公表
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの津市水道事業及び津市下水道事業の業務状況の公表
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの津市駐車場事業の業務状況の公表
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの津市モーターボート競走事業の業務状況の公表
- 市道路線の認定
- 市道路線の区域決定
- 市道路線の共用開始

津市公告

- 建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 開発行為に係る工事の完了
- 建築基準法第86条の5第2項の規定による認定の取消し
- 津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託に係る一般競争入札の執行
- 津市安濃交流会館管理等業務委託に係る一般競争入札の執行
- 開発行為に係る工事の完了
- 市有財産売却に係る一般競争入札の執行
- 津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
- 犬の抑留

津市上下水道事業公告

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票の時間

在外選挙人にかかる不在者投票用紙等の交付場所

参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の決定

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時間

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の決定

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の開閉時間

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

津市公平委員会規則

津市職員の苦情相談に関する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第21号

津市市税条例等の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものに交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号

の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの閲覧を含む。）」に改める。

第73条の3第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第21条の5中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第21条の6を削る。

（津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 津市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、津市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に

「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中津市市税条例第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第21条の5の改正規定並びに同条例附則第21条の6を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中津市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の7第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中津市市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日（附則第4条第2項及び第3項において「3号施行日」という。）以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の津市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例

による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 3 新条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第22号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第23号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第24号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の11」に改める。

第4条中「又は法第6条第1項若しくは第3項」を「、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条の2第2項」に改める。

第5条ただし書中「又は第3条第1項若しくは第3項」を「、第3条第1項若しくは第3項又は第6条の2第2項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設）

第6条の2 別表第1に掲げる公園施設（以下「有料公園施設」という。）の使用は、有料とする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、都市公園の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

5 使用許可を受けた者は、有料公園施設の使用に係る料金を当該使用許可の際に納付しなければならない。

6 指定管理者は、都市公園の管理上必要があるときは、使用許可を受けた者その他都市公園を利用する者に対し指示することができる。

第10条及び第12条第2号中「別表」を「別表第2」に改める。

第3章中第20条の次に次の10条を加える。

(指定管理者による管理)

第20条の2 別表第3に掲げる都市公園（以下「指定管理都市公園」という。）の管理は、指定管理者にこれを行わせるものとする。この場合において、指定管理都市公園における第3条第1項及び第3項の許可に係る料金並びに有料公園施設の使用に係る料金（以下「利用料金」と総称する。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第20条の3 指定管理者は、次に掲げる業務（法第5条第1項の許可を受けた者が管理する公園施設に係るものと除く。）を行うものとする。

- (1) 指定管理都市公園の運営に関する業務
- (2) 指定管理都市公園に係る第3条第1項及び第3項の許可に関する業務
- (3) 指定管理都市公園に係る有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (4) 指定管理都市公園の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い指定管理都市公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第20条の5 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の管理に係る事業計画書
- (2) 指定管理都市公園の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第20条の6 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基

準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 指定管理都市公園の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 指定管理都市公園の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条の7 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 指定管理都市公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第20条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第20条の8 市長は、指定管理都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条の9 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第20条の10 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第

1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第20条の11 第20条の2の規定により指定管理者に指定管理都市公園の管理を行わせる場合における当該管理に係る第3条、第6条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第21条及び第23条並びに別表第2の規定の適用については、第3条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第3項から第5項まで及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項」とあるのは「第3条第1項又は第3項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「第20条の2に規定する利用料金（次条において「利用料金」という。）」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、同条ただし書中「使用者」とあるのは「使用者（第6条の2第2項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第21条中「市長」とあるのは「市長（第7号に該当する場合にあっては、指定管理者）」と、第23条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「都市公園に」とあるのは「指定管理都市公園に」とする。

第25条中「第21条まで」を「第6条まで、第7条から第20条まで及び第21条」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第6条の2関係）

公園の名称	公園施設の名称
中勢グリーンパーク	バーベキュー場、ドッグラン、芝そりゲレンデ

別表に次の1表を加える。

別表第3（第20条の2関係）

公園の名称	位置
中勢グリーンパーク	津市あのつ台五丁目757番地1

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の津市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月16日

津市長 前葉泰幸

津市規則第35号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

津市長 前葉泰幸

津市規則第36号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「若しくは第5項若しくは第6項」を「、第6項若しくは第7項」に改める。

第1号様式に次のように加える。

※ 建築主（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（注）に次のように加える。

4 建築主（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（注）に次のように加える。

3 建築主（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式中

「（注）※印欄は、記入しないこと。」
を

「（注）1 ※印欄は、記入しないこと。
2 建築主等（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、
押印を省略することができます。」

に改める。

第5号様式中

「（注）※印欄は、記入しないこと。」
を

「（注）1 ※印欄は、記入しないこと。
2 建築主（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、
押印を省略することができます。」

に改める。

第6号様式（注）に次のように加える。

3 建築主（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第7号様式備考に次のように加える。

3 工事監理者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（表）（注）に次のように加える。

3 申請者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（裏）に次のように加える。

※ 道路となる土地の登記事項証明書及び所有権その他の権利を有する者の印鑑登録証明書を併せて添付すること。

第9号様式（表）（注）に次のように加える。

3 申請者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（裏）に次のように加える。

※ 道路となる土地の登記事項証明書及び所有権その他の権利を有する者の印鑑登録証明書を併せて添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第37号

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和3年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項、第10条第2項から第4項まで及び第14条第1項中「内部統制室長」を「内部統制担当理事」に改める。

第15条を次のように改める。

（公益通報の取扱い）

第15条 内部統制担当理事は、公益通報があったときは、その内容を聴取し、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報に係る趣旨の確認に努めなければならない。

2 内部統制担当理事は、公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しないことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事実に該当しないことが明らかな場合
- (2) 他人に損害を与える目的その他の不正な目的によるものであることが明らかな場合
- (3) 公益通報者に通報の内容について説明を求めても当該公益通報に係る行為を行った者又は当該公益通報の内容を把握できない場合
- (4) 関係部局が当該公益通報の対象となった事実に適切に対応していることが確認できた場合
- (5) 過去に行われた同一の公益通報者からの同一の趣旨の公益通報である場合

3 内部統制担当理事は、公益通報を受理したときは、委員会に報告しなければならない。

4 内部統制担当理事は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しなかったときは受理しなかった旨及びその理由を、公益通報者に対して通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通

報者に対しては、この限りでない。

第2号様式中「内部統制室長」を「内部統制担当理事」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

津市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年河芸町告示第1180号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

影重自治会

三重県津市河芸町影重945番地

代表者 伊藤 一公

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山野 敦司 三重県津市河芸町影重1183番地
変更後	伊藤 一公 三重県津市河芸町影重929番地7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年4月17日の定期総会において改選されたため。

津市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年美杉村告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

竹原区

三重県津市美杉町竹原2777番地

代表者 秋山 勉

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横谷 周 三重県津市美杉町竹原1037番地
変更後	秋山 勉 三重県津市美杉町八手俣41番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年5月27日の定期総会において改選されたため。

津市告示第191号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、令和3年津市告示第227号は廃止する。

令和4年6月21日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	競争面積の面積(m ²)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他	
						昼間	夜間	演説会場					弁士控室				
								照明	演壇	聴衆席	括声器	時計	その他	照明	その他		
1	1	第161条 第1項①	津市立大里幼稚園 大里塙町1870	遊戲室	72.8	9,090	25,675	40W 20	有	いす 80	有	有	-	40W 8	-	-	
2	2	第161条 第1項①	津市立白塙幼稚園 白塙町4463	遊戲室	55	9,090	25,675	40W 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-	
3	3	第161条 第1項①	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戲室 (2階)	150	9,090	25,675	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場13台	
4	4	第161条 第1項①	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戲室	75.92	9,090	25,675	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	
5	5	第161条 第1項①	津市立育生幼稚園 阿瀬町津興1158	遊戲室	200	9,090	25,675	60W 25	有	いす 120	有	有	-	-	-	-	
6	6	第161条 第1項①	津市立藤水幼稚園 藤方1827	遊戲室	206	9,090	25,675	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	-	
7	7	第161条 第1項①	津市立高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戲室	295	9,090	25,675	40W 30	有	いす 200	有	有	-	40W 4	机 4 いす10	-	
8	8	第161条 第1項①	津市立豊が丘小学校 豊が丘2丁目34-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 11	-	
9	9	第161条 第1項①	津市立高野尾小学校 高野尾町5268-1	多目的ホール	240	9,090	25,675	40W 60	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	
10	10			体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-	
11	11	第161条 第1項①	津市立大里小学校 大里塙町1821	会議室	66	9,090	25,675	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所	
12	12			体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-	-	
13	13	第161条 第1項①	津市立一身田小学校 一身田大古曾355	会議室	84	9,090	25,675	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	-	
14	14			体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	-	-	-	投票所	
15	15	第161条 第1項①	津市立白塙小学校 白塙町4463	会議室	63	9,090	25,675	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-	
16	16			体育館	720			水銀灯 9 白熱灯 6 LED灯 15	有	いす300	有	有	-	-	-	投票所	
17	17	第161条 第1項①	津市立栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	9,090	25,675	40W 24	無	いす 20	無	有	机有	-	-	-	
18	18			体育館	720			400W 15	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	
19	19	第161条 第1項①	津市立北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニティールーム	56	9,090	25,675	有	有	いす40	無	有	-	-	-	-	
20	20			体育館	700			有	有	いす 150 シート有	有	有	-	有	-	投票所	
21	21	第161条 第1項①	津市立南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	9,090	25,675	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	投票所	
22	22			体育館	708			水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12	有	いす 500	有	有	-	-	机 3 いす 6	-	
23	23	第161条 第1項①	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	投票所	
24	24	第161条 第1項①	津市立敬和小学校 中河原445	会議室	64.8	9,090	25,675	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	-	
25	25			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート有	無	有	-	-	-	-	
26	26	第161条 第1項①	津市立養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニティールーム	102	9,090	25,675	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	-	-	
27	27			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート有	有	有	-	有	ミーティング ルーム 机・いす	投票所	
28	28	第161条 第1項①	津市立新町小学校 八町三丁目3-1	大会議室	180	9,090	25,675	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所	
29	29			体育館	768			水銀灯 24 白熱灯 24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	蛍光灯	机 5	-	

20	30	第161条 第1項①	津市立修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	9,090	25,675	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	31			体育館	720			常設灯 27	有	いす850	有	有	-	有	長机 1	-
21	32	第161条 第1項①	津市立育生小学校 下井財町津興1350	会議室	100	9,090	25,675	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所
	33			体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 いす 1 5	-
22	34	第161条 第1項①	津市立安東小学校 納所町245	会議室	128	9,090	25,675	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	-
	35			体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	投票所
23	36	第161条 第1項①	津市立柳形小学校 分部1211-1	体育館	667	9,090	25,675	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	-
24	37	第161条 第1項①	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	9,090	25,675	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	螢光灯 有	ミーティング 室 机 8	投票所
25	38	第161条 第1項①	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	-
26	39	第161条 第1項①	津市立藤戸小学校 藤方1627	会議室	80	9,090	25,675	螢光灯40W 36	有	いす 45	無	有	-	-	-	-
	40			体育館	696			水銀灯 16 白熱灯 13	有	いす 500	有	有	-	40W 8	机 4 いす 12	-
27	41	第161条 第1項①	津市立南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	9,090	25,675	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティング ルーム 机 6 いす 18	投票所
	42			多目的ホール (ふれあいホール)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より 100席入)	有	有	-	-	机 有 いす 18	-
28	43	第161条 第1項①	津市立高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	9,090	25,675	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-
29	44	第161条 第1項①	津市立雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	9,090	25,675	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-
	45			体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-
30	46	第161条 第1項①	津市立豊里中学校 大里疊合町820-1	体育館	972	9,090	25,675	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-
31	47	第161条 第1項①	津市立一身田中学校 一身田中野880-1	会議室 (2階)	92	9,090	25,675	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机 4 いす 10	-
	48			体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-	-	-	-
32	49	第161条 第1項①	津市立橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟4階)	102	9,090	25,675	40W 30	机 1	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソファー 4	-
	50			体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-
33	51	第161条 第1項①	津市立東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32,864	9,090	25,675	40W 12	無	机 10 いす 24	無	有	-	-	-	-
	52			体育館	840			100W~200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす 有	-
34	53	第161条 第1項①	津市立西橋内中学校 東吉河町7-1	被服室	128	9,090	25,675	有	無	いす 40	無	無	-	-	-	投票所
	54			体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	-
35	55	第161条 第1項①	津市立橋南中学校 上井財町津興2537-4	会議室	56	9,090	25,675	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	-
	56			体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	-
36	57	第161条 第1項①	津市立西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	9,090	25,675	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-
37	58	第161条 第1項①	津市立南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	9,090	25,675	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ステージ 照明 有	螢光灯 40W 18	机 10 いす 20	-
38	59	第161条 第1項①	津市立南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	9,090	25,675	40W 9	無	いす40	無	有	-	-	-	-
	60			体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっ ているため豈 敷き	-

39	61	第161条 第1項①	三重短期大学 一身田中野157	41番教室 (4階)	229	9,090 25,675	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-
	62			体育館	988		有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル 2 いす 12	-
40	63	第161条 第1項①	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 5,230 18:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 100	有	有	-	-	-	-
	64			会議室	98	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,670 18:00~22:00 1,670 冷暖房時は10分の3の額を加算	27W 40	演台 1	机 21 いす 31	有	有	-	-	-	-
41	65	第161条 第1項①	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9:00~12:00 3,580 13:00~17:00 4,400 18:00~22:00 4,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 56	有	72	有	有	-	-	-	-
	66			研修室B	59	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,780 18:00~22:00 1,780 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	有	36	無	有	-	-	-	-
42	67	第161条 第1項①	津市橋南公民館 修成町12-1	会議室 A・B	135	9:00~12:00 1,480 13:00~17:00 1,940 18:00~22:00 1,940 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 36	演壇2	いす 66	有	有	ホワイ トボード 有	20W×8	机 6 いす 15	投票所
43	68	第161条 第1項①	津市一身田公民館 一身田町293-3	多目的室 (A・B・C)	107.7	9:00~12:00 1,230 13:00~17:00 1,560 18:00~22:00 1,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	6300lm 24	演壇1	110	有	有	-			投票所
44	69	第161条 第1項①	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	57.7	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	-
45	70	第161条 第1項①	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.93	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W×2×15	有	いす 70	有	有	-	29W×2 29W×2	和室	-
46	71	第161条 第1項①	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 8	有	いす 80	有	有	-	80W 4	2階 研修室	投票所
47	72	第161条 第1項①	津市豊里公民館 大里睦合町610-1	1階 会議室	51	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-
	73			2階 研修室	79	9:00~12:00 730 13:00~17:00 940 18:00~22:00 940 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-
48	74	第161条 第1項①	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00~12:00 1,780 13:00~17:00 2,300 18:00~22:00 2,300 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所
49	75	第161条 第1項②	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平日 9:00~12:00 8,060 13:00~17:00 10,680 18:00~22:00 10,680 休日 9:00~12:00 10,780 13:00~17:00 14,350 18:00~22:00 14,350 冷暖房使用 1,780円/時間	天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	-
	76			会議室1	123	9:00~12:00 3,970 13:00~17:00 4,810 18:00~22:00 4,810 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	-
50	77	第161条 第1項②	津市センターパレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00~12:00 20,950 13:00~17:00 28,280 18:00~22:00 28,280	400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有	-	80W 2	5人用 応接セット 1	-
51	78	第161条 第1項②	津リージョンプラザ 西丸之内23-1	お城ホール	487	平日 9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 休日 9:00~17:00 17,000 13:00~22:00 24,000 冷暖房使用 2,400円/時間	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	320W	机 1 いす 4	-
52	79	第161条 第1項②	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
53	80	第161条 第1項②	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-
54	81	第161条 第1項②	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	移動式 1	机 43 いす 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和室	-
55	82	第161条 第1項②	津市雲出市民センター 雲出木郷町1389	ホール	90	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有	有	-	-	-	-
56	83	第161条 第1項②	津市白塚市民センター 白塚町2111	ホール	176.5	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所

57	84	第161条 第1項②	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37-59	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,180 13:00～17:00 4,180 18:00～21:30 5,340 冷暖房時は10分の3の額を加算	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有	有	-	小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500	机 いす 6 18	冷暖房使用 は使用料に 10分の3の 額を加算	
	85			大会議室	45.98	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	30W×2 9 32W×1 2	無	30	無	有	-	-	-	同上	
58	86	第161条 第1項②	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所	
59	87	第161条 第1項②	津市新町会館 新町三丁目4-23	研修室1	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	有	いす 60	有	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	研修室1と2 はパーテ ーションを外 せば同時利 用可
	88			研修室2	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	いす 60	有	有	-	-	-	
60	89	第161条 第1項②	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所	
61	90	第161条 第1項②	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 12	移動式 1	いす 80	1 有		-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所	
62	91	第161条 第1項②	津市津西ふれあい会館 観音寺町1005-24	研修室 1・2	150	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 9:00～21:30 6,900 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	研1 いす50 研2 いす50	無	有	-	不明	研修室3 机 10 いす 30	研1・2は パーテ ーション外 せば同時利 用可
63	92	第161条 第1項②	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイヤレス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	投票所	
64	93	第161条 第1項②	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室1	80.33	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	有	50	3	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はパーテ ーションを外 せば同時利 用可	
	94			研修室2	79.45	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	無	50	無	有	ホワイト ボード	-	-		
	95			研修室3	40.02	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 6	無	25	無	有	ホワイト ボード	-	-		
65	96	第161条 第1項②	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 20	無	いす 120	有	有	-	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	-	
	97			大会議室	74.42	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	60	無	有	ホワイト ボード	-	-	-
66	98	第161条 第1項②	津市櫻形市民館 分部262-1	和室	53	9,090	25,675	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	-	40W 2	事務室 机 いす	-
67	99	第161条 第1項②	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	9,090	25,675	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	-	40W 18	円卓 1 いす 14	-
68	100	第161条 第1項②	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	9,090	25,675	40W 6	無	いす 20	無	有	-	40W 1	事務室 机 2 いす 2	-
69	101	第161条 第1項②	津市塩出市民館 塩出島貫町488-7	多目的室	59.4	9,090	25,675	40W 48	無	座布団50	無	有	-	40W 12	机 1 いす 6	-
70	102	第161条 第1項②	津市競輪地区防災コミュニティ センター 港町1-23	集会室1・2	70.42	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×12	有(移動式)	椅子75	有 (ワイヤレス ス×2)	有	ホワイト ボード	-	-	-	-
71	103	第161条 第1項②	津市塩出地区防災コミュニティ センター 塩出伊倉町792-1	研修室1	175.43	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす91脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1	
	104			研修室2	175.43	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす112脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1	

72	105	津市津南防災コミュニティセンター 津市半田3249-11	大ホールA	144	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 9:00~21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	跳ね上げ式 ステージ	椅子70脚	有	有	ホワイト ホート	-	-	大ホールBとの仕切りを外して一 体的に使用することも 可能							
	106																				
	107		会議室A	60	9:00~12:30 940 13:00~17:00 940 18:00~21:30 1,150 9:00~21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算																
	108																				
	109																				
73	110	津市阿漕塚記念館 柳山津奥622	大会議室	63	9:00~12:30 1,150 13:00~17:00 1,150 18:00~21:30 1,460	80W 8	無	いす 20	無	有	-	60W	和室 10畳	投票所							
74	111	津市相生会館 相生町383	和室	148.5 畳45畳	9,090	25,675	40W 40	机 10	座布団50	無	有	-	80W 1	応接4点セット	-						
75	112	津市愛宕会館 愛宕町10	和室	132	9,090	25,675	40W 24	有	座布団100	有	有	-	有	机 いす	-						
76	113	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	9,090	25,675	480W	無	座布団50	有	有	-	有	有	-						
77	114	島崎会所 島崎町261-2	1階 会議室	33	9,090	25,675	40W 8	無	いす 40	無	有	-	有	有 エコノ付	-						
	115		2階 日本間	41	9,090	25,675	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	-	有	有 エコノ付	-						
78	116	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2階 会議室	105	9,090	25,675	40W 30	有	いす 50	有	有	-	20W 10	和室	-						
79	117	津市モーターボート競走場 港方637	ツツキードーム	998.5	平日 2,820/時間 土日休日 3,770/時間	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1~3F 521	有	無	-	40W 48	机 3 ハイいす 12 丸いす 6	-							
80	118	1F展示場(A)	1099	平日 9:00~17:00 97,770 9:00~22:00 41,900 13:00~17:00 55,870 土日休日 9:00~17:00 11,7320 9:00~12:00 50,280 13:00~17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00~22:00 67,040 土日休日 18:00~22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-							
	119																				
	120																				
	121																				

80	122	第161条 第1項③ メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場(2/3)	2151	平日 9:00~17:00 19:540 9:00~12:00 9:30~12:00 13:00~17:00 11:140 土日休日 9:00~12:00 23:440 9:00~12:00 10:0360 13:00~17:00 13:036 冷暖房使用 6,280円/時間	平日 18:00~22:00 134,090 土日休日 18:00~22:00 162,900 冷暖房使用 6,280円/時間	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
			1階中研修室	72	平日 9:00~17:00 14,680 9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 8,380 土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050 土日休日 18:00~22:00 12,960	LED照明96本	無	42	マイク有	有	-	-	-	-
			2階大研修室	205	平日 9:00~17:00 36,680 9:00~12:00 15,710 13:00~17:00 20,950 土日休日 9:00~17:00 43,980 9:00~12:00 18,850 13:00~17:00 25,140	平日 18:00~22:00 25,140 土日休日 18:00~22:00 30,160	LED照明204本	有	150	マイク有	有	-	-	-	-
			2階中研修室	63	平日 9:00~17:00 14,680 9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 8,380 土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050 土日休日 18:00~22:00 12,960	LED照明60本	無	36	マイク有	有	-	-	-	-
			2階会議室	148	平日 9:00~17:00 20,160 9:00~12:00 8,640 13:00~17:00 11,520 土日休日 9:00~17:00 24,160 9:00~12:00 10,360 13:00~17:00 13,820	平日 18:00~22:00 13,820 土日休日 18:00~22:00 16,580	LED照明52本	無	60	マイク有	有	-	-	-	-
81	127	津市河芸公民館 第161条 第1項① 河芸町浜田742	大ホール	665	9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 7,330 18:00~22:00 7,330 冷暖房時は10分の3の額を加算	ダウンライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有	有	-	-	-	-	エレベー ータースローブ 駐車場有
			第1、2会議室	162	9:00~12:00 1,660 13:00~17:00 2,080 18:00~22:00 2,080 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 60 ダウンライト32	有	机 39 いす117	有	有	-	-	-	-	
82	129	津市上野公民館 第161条 第1項① 河芸町上野834-4	第1、2研修室	62.5	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	有	机 13 いす36	無	有	-	-	-	-	
			第1、2会議室 (和室)	54	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 16	無	—	無	無	-	-	-	-	
83	131	第161条 第1項① 津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	9:00~12:00 830 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	無	机 20 いす40	無	有	-	-	-	-	
84	132	第161条 第1項① 津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	9,090	25,675	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有	有	-	-	-	
85	133	第161条 第1項① 津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 12	有	いす250	有	有	-	-	-	投票所
86	134	第161条 第1項① 津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有	有	-	-	-	投票所
87	135	第161条 第1項① 津市立黒田小学校 河芸町北黒田109-1	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有	有	-	-	-	投票所
88	136	第161条 第1項① 津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	9,090	25,675	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有	有	-	-	-	投票所
89	137	第161条 第1項① 津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40W3列 6 27Wランプ 9 18Wランプ 3	無	無	有	有	-	-	-	

90	138	第161条 第1項①	津市千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	9,090	25,675	40W2列 25	有	無	有	有	-	-	-	-
91	139	第161条 第1項①	津市立明幼稚園 芸濃町林325	遊戯室	130.5	9,090	25,675	蛍光灯 27	有	収容50	無	有	-	-	-	-
92	140	第161条 第1項①	津市立芸濃小学校 芸濃町林木5047	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 20	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピーカ2	有	-	-	-	-
93	141	第161条 第1項①	津市立明小学校 芸濃町林325	体育館	441	9,090	25,675	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子 150+収容200	有	有	-	-	-	投票所
94	142	第161条 第1項①	津市立芸濃中学校 芸濃町林木5147	体育館 アリーナ	998.2	9,090	25,675	水銀灯 37	有	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	-	-
	143			多目的ホール1	102.33			蛍光灯 56	無	無	有	有	-	-	-	-
	144			多目的ホール2	109.29			蛍光灯 13 ダウントライト8	無	無	有	有	-	-	-	-
95	145	第161条 第1項①	津市安西公民館 芸濃町北神山310	会議室	32	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 6	無	椅子20	-	-	-	-	-	-	-
96	146	第161条 第1項①	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566	会議室	30	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 8	無	椅子20	-	-	-	-	-	-	-
97	147	第161条 第1項②	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町林木6141-1	大会議室	192	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,400 18:00~22:00 2,400 13:00~22:00 3,000 13:00~22:00 4,910 9:00~22:00 5,550 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ホワイト ボード	-	-	期日前投票 所近接施設	
	148			中会議室1・2 中会議室3・4	84	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 1,780 18:00~22:00 1,780 9:00~17:00 3,350 13:00~22:00 3,560 9:00~22:00 4,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(蛍光灯)	無	いす36	無	有	ホワイト ボード	-	-		
	149			小会議室1 小会議室2	45.4	9:00~12:00 830 13:00~17:00 900 18:00~22:00 940 9:00~17:00 1,780 13:00~22:00 1,880 9:00~22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイト ボード	-	-		
98	150	第161条 第1項③	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019	集会室(2階)	95.7	9:00~12:00 200 12:00~17:00 300 17:00~21:00 500	蛍光灯16	有	収容60	有	有	-	-	-	-	-
	151			和室(1階)	47.04		7	無	40	無	有	-	-	-	-	-
	152			和室(2階)	54.3		蛍光灯8	無	収容30	無	有	-	-	-	-	-
	153			多目的室(1階)	68.6		蛍光灯12	有	収容60	無	有	-	-	-	投票所	-
99	154	第161条 第1項③	津市芸濃総合文化センター 芸濃町林木6824	市民ホール	431	平日 9:00~12:00 7,850 13:00~17:00 10,470 18:00~22:00 11,520 土日休日 6:00~12:00 10,210 13:00~17:00 13,910 18:00~22:00 14,980 (舞台使用料) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容443	有	有	-	120W	有料座席 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	投票所	
	155			大研修室	234	平日 9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~22:00 4,600 土日休日 6:00~12:00 4,600 13:00~17:00 5,440 18:00~22:00 5,690 (大研修部屋全使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容120	有	有	-	120W	有料座席 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	-	
100	156	第161条 第1項①	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	-	有	ミーティングルーム	-
101	157	第161条 第1項①	津市立みさとの幼稚園 美里町三郷2054	遊戯室	58	9,090	25,675	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	-	-	-	-
102	158	第161条 第1項①	津市高宮公民館 美里町足坂560-2	研修室	84.24	9:00~12:00 620 13:00~17:00 830 18:00~22:00 830 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	無	有	-	有	和室	投票所	
103	159	第161条 第1項②	津市美里文化センター 美里町三郷51-3	ホール	582	超過使用料 1時間ごと 2,610 (市内居住、在勤者使用料) 冷暖房使用 780円/時間	有	有	いす 322	有	有	-	有	有 和室 エアコン付	空調費別途 必要	
104	160	第161条 第1項①	津市立東親中学校 芸濃町東親音寺494-1	体育館	1,356.22	9,090	25,675	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-	-
105	161	第161条 第1項①	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	-	-	平日星の使 用は困難	
106	162	第161条 第1項①	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	-	-	-	平日星の使 用は困難

107	163	第161条 第1項①	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	バイブいす 300	有	有	-	-	-	-
108	164	第161条 第1項①	津市立明合小学校 安濃町粟加978	体育館	450	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	バイブいす 290	有	有	-	-	-	平日昼の使 用は困難
109	165	第161条 第1項①	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戲室	100	9,090	25,675	有(蛍光灯)15	有	バイブいす 60	有	有	-	-	-	-
110	166	第161条 第1項①	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戲室	188.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	有	バイブいす 80	有	有	-	-	-	-
111	167	第161条 第1項①	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戲室	148.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	無	バイブいす 50	有	有	-	-	-	-
112	168	第161条 第1項①	津市安濃中公民館 安濃町東觀音寺483	大広間	162	9:00~12:00 2,510 13:00~17:00 3,350 18:00~22:00 3,350 冷暖房時は10分の30%額を加算		有	有	さぶとん 100 (収容人数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票 所近接施設
				多目的ホール	137	9:00~12:00 2,510 13:00~17:00 3,350 18:00~22:00 3,350 冷暖房時は10分の30%額を加算		有	有	バイブいす 130(収容人 数 150人)	有	有	-	有	-	
113	170	第161条 第1項①	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の30%額を加算		有	有	バイブいす 80	有	有	-	-	-	投票所
114	171	第161条 第1項①	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の30%額を加算	40w 40灯	有	有	バイブいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所
115	172	第161条 第1項①	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の30%額を加算		有	無	バイブいす 80	有	有	-	-	-	投票所
116	173	第161条 第1項①	津市明合公民館 安濃町粟加978	研修室(2F)	124.7	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の30%額を加算	40W25本	無	さぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有	会議室1F	投票所
117	174	第161条 第1項③	津市サンヒルズ安濃 安濃町東觀音寺418	平日 9:00 ~ 12:00 7,000 13:00 ~ 17:00 10,000 18:00 ~ 22:00 14,000 土日休日 9:00 ~ 12:00 9,000 13:00 ~ 17:00 14,000 18:00 ~ 22:00 19,000 冷暖房時使用 1,000円/時間	525		有(ハロゲン)	有	いす一般596 いす身降 4	有	有	-	有	30m ²	冷暖房有	-
				ハーモニーホール												
				教養娯楽室	149.05	2,090円/時間	冷暖房時は10分の3%額を加算	有(蛍光灯)	有	さぶとん 200 畳敷	有	有	-	-	-	-
118	175	第161条 第1項①	津市立久居中学校 久居西鷹跡町494	大会講堂	126.75	2,090円/時間	有(蛍光灯)	有	いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-	
																スローブ 駐車場有
119	176	第161条 第1項①	津市立久居西中学校 久居一色町940	体育館	918	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78m ² 演台1	イス800	有	有	-	40w2連×1灯	14m ²	スローブ 駐車場有(駐 車場半 分)
120	181	第161条 第1項①	津市立久居東中学校 久居井戸山町721-1	体育館	940	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム300w 30基	55m ² 演台1	イス500	有	有	-	40w2連×2灯	20m ²	スローブ 駐車場有(駐 車場半 分)
121	182	第161条 第1項①	津市立誠之小学校 久居西鷹跡町424	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m ² 演台1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14m ²	投票所 スローブ 駐車場有
122	184	第161条 第1項①	津市立成美小学校 久居新町737	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m ² 演台1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14m ²	投票所 スローブ 駐車場有
123	186	第161条 第1項①	津市立桃園小学校 新家町1350	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56m ² 演台1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11m ²	スローブ 駐車場有
124	188	第161条 第1項①	津市立戸木小学校 戸木町880	体育館	624	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 25基	64m ² 演台1	イス150 机12	有	有	-	40w2連×2灯	16m ²	投票所 スローブ 駐車場有
125	190	第161条 第1項①	津市立栗栗小学校 森町270	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59m ² 演台1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10m ²	スローブ 駐車場有
126	192	第161条 第1項①	津市立桜原小学校 桜原町5848	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58m ² 演台1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10m ²	スローブ 駐車場有
127	194	第161条 第1項①	津市立立成小学校 久居野町560	体育館	720	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム200w 20基	77m ² 演台1	イス750	有	有	-	40w2連×2灯	22m ²	-
128	196	第161条 第1項①	津市立巽ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	9,090	25,675	40w×20灯	33m ²	イス60	無	有	-	-	-	投票所

129	197	第161条 第1項①	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	9,090	25,675	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-	投票所 駐車場有
130	198	第161条 第1項①	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戲室	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m ²	イス:60	有	有	-	40w2連×4灯	会議室 67m ²	駐車場有
131	199	第161条 第1項①	津市立木幼稚園 戸木町1337	講堂(遊戲室)	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m ²	イス:100	有	有	-	40w2連×4灯	職員室	駐車場有
132	200	第161条 第1項①	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戲室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m ²	イス:120	有	有	-	-	-	投票所 駐車場有
133	201	第161条 第1項①	津市立柳原幼稚園 柳原町5156	遊戲室	99	9,090	25,675	40w×24灯	33m ²	イス:60	有	有	-	40w2連×6灯	空保育室	駐車場有
134	202	第161条 第1項①	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戲室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m ²	イス:110	ポータブル有	有	-	-	-	-
136	203	第161条 第1項①	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570	40w×10灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2灯	-	スロープ 駐車場有
	204			大会議室2階	108	9:00~12:00 2 13:00~17:00 2,720 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2,720	40w×22灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2 階 36m ²	
	205			大会議室3階	162	9:00~12:00 3,350 13:00~17:00 4,400 冷暖房時は10分 の3の額を加算	4,400	40w×18灯	有	イス:108 机:36	有	有	-	40w2連×2灯	小会議室3 階 18m ²	
138	206	第161条 第1項①	津市桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修 室	82	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310	40w2連×10灯	無	50置 和机30	有	有	-	20w2連×3灯	小会議室 20m ²	スロープ 駐車場有
137	207	第161条 第1項①	津市戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570	40w2連×6灯	有	和室40置 和机20 座敷椅子50	有	有	-	40w2連×4灯	図書室 25m ² 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
138	208	第161条 第1項①	津市七栗公民館 森町286	大会議室 1~2	76	9:00~12:00 1,240 13:00~17:00 1,660 冷暖房時は10分 の3の額を加算	830	40w3連×10灯	無	和室40置 和机15	有	有	-	40w3連×2灯	小会議室 10置	スロープ 駐車場有
139	209	第161条 第1項①	津市稲葉公民館 稲葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8灯	和室21置	スロープ 駐車場有
	210			研修室(洋室)	43	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310	40w2連×8灯	無	無	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
140	211	第161条 第1項②	津市柳原農民研修所 柳原町5104	第4研修室	79	9:00~12:00 2,990 13:00~17:00 2,990 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×6灯	有	45置 和机27	無	有	-	40w2連×6灯	第3研修室 34m ² 机11 椅子 49	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合は (休日)臨時職 員が必要	
141	212	第161条 第1項②	津市久居北口市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3灯	教養娯楽室 20.5m ²	スロープ 駐車場10台	
142	213	第161条 第1項②	津市久居北口文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2灯 97W×1灯	相談室21m ² イス15・机2	スロープ 駐車場有	
143	214	第161条 第1項②	津市柳原市民館 柳原町10032	多目的ホール	105	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	32w2連×12灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有	
144	215	第161条 第1項②	津市立成コムニティーセンター 久居野村町874-8	集会室(A)	38.52	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100 (蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	-	和室(集会所 AとBの仕切り は開けの で、AとB の部屋を1 つ部屋として 使用するこ とが可能)	
	216			集会室(B)	27.48	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100 (蛍光灯)	有	机10	無	無	-	-	-	-	スロープ 駐車場有	
145	217	第161条 第1項②	久居アルスプラザ 久居東鷹跡町246	ときの風ホール	530	平日 9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 9:00~21:00 17,000 13:00~22:00 24,000 9:00~22:00 31,000 休日 9:00~12:00 9,000 13:00~17:00 14,000 18:00~22:00 19,000 9:00~21:00 23,000 13:00~22:00 33,000 9:00~22:00 42,000	有	椅子:720	有	有	-	有	-	-	-	駐車場有
	218			アートスペース	245	平日 9:00~12:00 3,300 13:00~17:00 5,000 18:00~22:00 7,500 9:00~21:00 8,300 13:00~22:00 12,500 9:00~22:00 15,800 休日 9:00~12:00 4,300 13:00~17:00 6,500 18:00~22:00 9,800 9:00~21:00 10,800 13:00~22:00 16,300 9:00~22:00 20,600	有	椅子170	有	有	-	有	-	-	駐車場有	

146	219	第161条 第1項③	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	有	無	18畳	無	有	－	－	－	駐車場有	
147	220	第161条 第1項③	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×6灯	無	イス30 机10	無	有	－	サークライ ン2灯	和室8畳×2 室	－	
148	221	第161条 第1項③	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス40 机10	無	有	－	40w2連×4灯	和室8畳×2 室	駐車場有	
149	222	第161条 第1項③	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	6灯	無	イス50 机10	有	有	－	2灯	和室8畳×2 室	駐車場有	
150	223	第161条 第1項③	津市桜原地区集会所 桜原町2879-2	集会室	96	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w5連×5灯	無	イス50	無	無	－	サークライ ン2灯	和室8畳×2 室	スローブ 駐車場有 (10台程度)	
151	224	第161条 第1項③	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	59.5	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス44 机14	無	有	－	－	－	スローブ 駐車場有	
	225			和室1	13.3	1,640	3,300	20w4連×1灯	無	－	無	有	－	－	スローブ 駐車場有	
	226			和室2	16.6	1,640	3,300	20w4連×2灯	無	－	無	有	－	－	スローブ 駐車場有	
152	227	第161条 第1項③	津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×8灯	無	イス35 机10	有	有	－	40w2連×8灯	和室(10畳、 8畳)	スローブ 駐車場有10 台	
153	228	第161条 第1項③	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	36w3連×12灯 40w×1灯	無	イス36 机10	無	有	－	20w2連×4灯	和室8畳×2 室	スローブ 駐車場有	
154	229	第161条 第1項③	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×24灯	無	イス100	有	有	－	40w8灯	机_3 イス_7	駐車場有 従事者なし	
155	230	第161条 第1項③	津市久居万町・中町・射場町 地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	45w4連×3灯	無	イス40 机14	無	有	－	有	和室8畳×2 室	スローブ有	
156	231	第161条 第1項③	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w2連×16灯	無	イス80 机25	有	有	－	－	－	投票所 スローブ有	
157	232	第161条 第1項③	津市久居団地・東町地区集会 所 久居野村町372-264	懇話室(A+B)	87	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w2連×15基	無	イス60 机20	無	有	－	32w2連×4灯	懇話室C 18m ²	スローブ 駐車場有	
158	233	第161条 第1項③	津市下村教育集会所 柳原町8161-2	集会室	49	9,090	25,675	20w3連×8灯	無	イス41 机9	無	有	－	サークライ ン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
159	234	第161条 第1項③	津市久居総合福祉会館 久居東庭跡町20-2	レクリエーションホール	284	9:00～12:00 5,500 冷暖房2,740円 13:00～17:00 7,140 冷暖房3,300円	18:00～21:00 7,140 冷暖房3,300円	20w4連×16 灯、13w×140 灯ほか	45m ² 演台1	イス300	有	有	－	40w2連×2灯	9m ²	スローブ、 エレベー ーター 駐車場有
	235			第1、2研修室	84	9:00～12:00 2,200 冷暖房1,080円 13:00～17:00 2,840 冷暖房1,080円	18:00～21:00 2,840 冷暖房1,080円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	－	－	－	－
160	236	第161条 第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	8:30～12:30 1,040 12:30～17:00 1,040 17:30～22:00 1,300 8:30～22:00 2,610 冷暖房料は10%の30%額を加算	40w×24灯	有	イス50	無	有	－	サークライ ン2灯	和室10畳	投票所 スローブ 駐車場有	
161	237	第161条 第1項③	津市七葉産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00～12:00 1,640 13:00～17:00 1,640 18:00～21:00 2,200 9:00～21:00 4,940	40w2連×15灯	無	イス90 机30	有	有	－	40w3連×3灯	懇話室 21m ²	投票所 スローブ 駐車場有	
162	238	第161条 第1項①	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	9,090	25,675	40W×25灯 ステージ別	有	いす 300	有	有	－	－	－	－
163	239	第161条 第1項①	津市立香良洲中学校 香良洲町128	体育館	800	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	－	－	投票所	投票所
164	240	第161条 第1項①	津市香良洲公民館 香良洲町1876-1	大会議室	293	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 2,060 冷暖房料は10% の3の額を加算	2,090 冷暖房料は10% の3の額を加算	36灯	無	50席	無	無	－	－	期日前 投票所	投票所

164	241	第161条 第1項②	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	平日 9:00 ~ 12:00 5,230 13:00 ~ 17:00 6,800 18:00 ~ 21:00 7,850 土日休日 9:00 ~ 12:00 6,800 13:00 ~ 17:00 8,900 18:00 ~ 21:00 10,470 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	1	400	有	有	-	有	-	-		
165	242		すこやかルーム	387	9:00~12:00 1,040 13:00~17:00 1,380 18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	1	いす 74	有	有	-	-	-	-			
166	243	第161条 第1項①	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	9,090	25,675	40W×32灯 40W×2×10 灯	有	いす100	無	無	-	-	2階		
167	244	第161条 第1項①	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	9,090	25,675	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	-	蛍光灯 4本	机4 いす10	-	
168	245	第161条 第1項①	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	9,090	25,675	水銀灯300W× 40W ハロゲン250W ×10灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 32W×6本	-	-	
169	246	第161条 第1項①	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	9,090	25,675	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 2本	机4 いす8	-	
170	247	第161条 第1項①	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	308.6	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,000 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~22:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍光灯大75 ダウントライ17	有	いす200	有	有	-	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所	
171	248	第161条 第1項①	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,000 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍光灯大80 ダウントライ40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	-	
172	249	第161条 第1項①	津市一志農村環境改善センター (津市一志高岡公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	平日 9:00~12:00 5,230 12:00~17:00 5,230 9:00~22:00 10,470 土日休日 9:00~12:00 10,470 12:00~17:00 10,470 9:00~22:00 20,950 冷暖房使用 1,040円/時間	平日 17:00~22:00 8,340 土日休日 17:00~22:00 15,710 冷暖房使用 1,040円/時間	水銀灯24 ダウントライ24 誘導灯14	有	360	移動観覧席	有	有	-	蛍光灯	小会議室	投票所
	250			大会講室	90.8	9:00~12:00 2,090 12:00~17:00 2,090 9:00~22:00 5,230 冷暖房使用 310円/時間	17:00~22:00 3,140 冷暖房使用 310円/時間	蛍光灯38	-	48	有	有	-	蛍光灯	小会議室		
173	251	第161条 第1項①	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	最大184人48 ダウントライ14 スポットライ5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所	

174	252	第161条 第1項③	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 6,280 18:00~21:30 8,380 照明 520円/時間	水銀灯40W他6 水銀灯16	有	2階観覧席3 18 イス500	有	有	-	-	-	3/31まで天 井工事	
	253			サブアリーナ	225	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 3,140 18:00~22:00 4,190 照明 310円/時間	水銀灯16	無	無	0	有	-	-	-	投票所	
175	254	第161条 第1項①	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	9,090 照明 400円/時間	25,675 照明 400円/時間	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	投票所	
176	255	第161条 第1項①	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	9,090 照明 全面40W/時間 平面40W/時間	25,675 照明 全面40W/時間 平面400円/時間	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	投票所	
177	256	第161条 第1項①	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	
178	257	第161条 第1項①	津市立倭小学校 白山町上/村183	体育館	1093	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	
179	258	第161条 第1項①	津市立八ツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	
180	259	第161条 第1項①	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	9,090	25,675	400W 28	有	いす 280	有	有	-	-	-	
181	260	第161条 第1項③	津市白山体育館 白山町吉市808	体育館	1695	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~21:30 5,230 照明 310円/時間	400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	有	和室10畳	-	
182	261	第161条 第1項①	津市白山公民館 白山町川口897	講義室	85	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00 冷暖房時10分の3を加算	18:00~22:00 1,500 冷暖房時10分の3を加算	蛍光灯8 シャンブリーア シリーズライト-1 2	無	いす 45	無	有	-	-	-	-
183	262	第161条 第1項①	津市元取公民館 白山町城立305	研修室	74	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 冷暖房時10分の3を加算	18:00~22:00 2,610 冷暖房時10分の3を加算	40W 10	無	いす 60	有	有	-	有	会議室1	-
	263			多目的ホール	240	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 3,140 冷暖房時10分の3を加算	18:00~22:00 3,690 冷暖房時10分の3を加算	LED 28	有	いす 50	有	有	-	-	-	使用の際 シート敷き 要
184	264	第161条 第1項①	津市川口公民館 白山町川口1968	ホール	108.5	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 冷暖房時10分の3を加算	18:00~22:00 2,610 冷暖房時10分の3を加算	40W 10 20W 24	有	机有 20 机無 50	無	有	-	-	和室1	-
185	265	第161条 第1項①	津市倭公民館 白山町中/村581	ホール	129.6	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 冷暖房時10分の3を加算	18:00~22:00 2,610 冷暖房時10分の3を加算	2×15灯 (40W30本)	有	いす 最大85	有	有	-	有 2本×9灯 (40W18本)	会議室1 和室1	投票所
186	266	第161条 第1項②	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 土日休日 9:00~12:00 9,000	250W 81 100W 28 75W 1 8	有	いす 592	有	有	-	有	楽屋	-	
187	267	第161条 第1項③	津市家城農村集落多目的共同 利用施設 白山町南家城851-3	ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウントライト 25	無	いす 100	有	有	-	有	和室 24畳	-	
188	268	第161条 第1項③	津市大三農村集落多目的共同 利用施設 白山町二本木1001-253	ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウントライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 17.5畳・ 14畳	投票所	
189	269	第161条 第1項③	津市八ツ山農村集落多目的共 同利用施設 白山町八対野994-1	ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウントライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 14畳 2部屋	投票所	
190	270	第161条 第1項③	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	体育館	530	9,090	25,675	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	-	有	長机 10 いす 20	従事者なし
191	271	第161条 第1項①	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	9,090	25,675	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	-	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	-
192	272	第161条 第1項①	津市立美杉中学校 美杉町竹原2796	体育館	1,000	9,090	25,675	25灯	有	いす 500	有	有	-	有	-	-
193	273	第161条 第1項③	旧竹原小学校 美杉町竹原2796	体育館	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	200	無	有	-	-	-	-
194	274	第161条 第1項③	旧竹原小学校 美杉町石名原1581-2	体育館	490.25	9,090	25,675	水銀灯16	有	150	無	有	-	-	-	-
195	275	第161条 第1項③	旧多賀小学校 美杉町上多賀1042-5	体育館	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	150	無	有	-	-	-	-
196	276	第161条 第1項③	旧下之川小学校 美杉町下之川6098-2	体育館	530	9,090	25,675	16	有	240	有	有	-	有	-	-

197	277	第161条 第1項①	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580-2	多目的ホール	204	2時間以内 5,230円 1時間を増すごとに 2,610円	常設電灯(LED) 88.7W 38灯 舞台蛍光 球泡一式	演壇1 椅子1	300	有	有	—	有	机1 椅子4	期日前 投票所
198	278	第161条 第1項③	津市伊勢地地域住民センター 美杉町石名原1681	研修室	99.37	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	—	—	—	投票所
199	279	第161条 第1項③	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583	集会室	113	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	蛍光灯20	無	94	無	有	—	—	—	—
200	280	第161条 第1項③	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777	ふれあい実習室	108	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	—	—	別室確保	夜間・土日・祝日は従事者なし
201	281	第161条 第1項③	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120	多目的ホール	130	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	有	有(舞台)	100	有	有	—	—	—	投票所
202	282	第161条 第1項③	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031	会議室 (研修室)	76	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	32W×2 15器	有	95	無	有	—	—	無 他の会議室	投票所
203	283	第161条 第1項③	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288-8	大会議室	107.6	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W30灯	有	70	有	有	—	100W1灯	机1	投票所
204	284	第161条 第1項③	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115	ふれあい実習室	64.59	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所
205	285	第161条 第1項③	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767	研修集会室	57	9:00~12:00 900 13:00~17:00 1,200 18:00~22:00 2,000	40W30灯	大1小1	70	1	1	—	40W16灯	図書室 25m ²	—

津市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年河芸町告示第1342号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街くすのきの丘自治会
三重県津市河芸町杜の街一丁目8番地16
代表者 海野 秀也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	薮谷 圭祐 三重県津市河芸町杜の街一丁目5番地25
変更後	海野 秀也 三重県津市河芸町杜の街一丁目3番地65

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年4月3日の定期総会において改選されたため。

津市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成30年津市告示第30号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大蔵園自治会

三重県津市河芸町上野346番地103

代表者 木谷 茂

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	吉川 卓男 三重県津市河芸町上野346番地37
変更後	木谷 茂 三重県津市河芸町上野436番地28

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年6月12日の定期総会において改選されたため。

津市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年4月19日及び同年5月12日に専決処分した予算の要領並びに同年6月23日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

津市長 前葉泰幸

令和4年度津市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度津市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度津市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度津市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379,200千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,714,902千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		17,936,669	336,000	18,272,669
	2 国 庫 補 助 金	3,721,066	336,000	4,057,066
21 繰 入 金		6,643,072	43,200	6,686,272
	2 基 金 繰 入 金	6,615,020	43,200	6,658,220
歳 入	合 計	111,335,702	379,200	111,714,902

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		43,170,475	379,200	43,549,675
	1 社 会 福 祉 費	22,981,946	336,000	23,317,946
	2 児 童 福 祉 費	14,812,152	43,200	14,855,352
歳 出	合 計	111,335,702	379,200	111,714,902

令和4年度津市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,230千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,022,132千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		18,272,669	307,230	18,579,899
	2 国 庫 補 助 金	4,057,066	307,230	4,364,296
歳 入	合 計	111,714,902	307,230	112,022,132

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		43,549,675	307,230	43,856,905
	2 児 童 福 祉 費	14,855,352	307,230	15,162,582
歳 出	合 計	111,714,902	307,230	112,022,132

令和4年度津市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,466,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,488,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,704,990千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分 担 金 及 び 負 担 金		592,160	845	593,005
	1 分 担 金	25,577	845	26,422
17 国 庫 支 出 金		18,579,899	1,368,335	19,948,234
	1 国 庫 負 担 金	14,210,183	320,569	14,530,752
	2 国 庫 補 助 金	4,364,296	1,047,766	5,412,062
18 県 支 出 金		7,877,234	160,251	8,037,485
	2 県 補 助 金	2,068,304	160,251	2,228,555
21 繰 入 金		6,686,272	932,502	7,618,774
	2 基 金 繰 入 金	6,658,220	932,502	7,590,722
23 諸 収 入		828,663	4,165	832,828
	5 雜 入	711,462	4,165	715,627
歳 入 合 計		112,022,132	2,466,098	114,488,230

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		12, 556, 243	14, 970	12, 571, 213
	1 総 務 管 理 費	10, 240, 489	14, 970	10, 255, 459
3 民 生 費		43, 856, 905	1, 208, 170	45, 065, 075
	1 社 会 福 祉 費	23, 317, 946	517, 856	23, 835, 802
	2 児 童 福 祉 費	15, 162, 582	690, 314	15, 852, 896
4 衛 生 費		11, 404, 232	805, 709	12, 209, 941
	1 保 健 衛 生 費	3, 668, 846	805, 709	4, 474, 555
6 農 林 水 産 業 費		2, 365, 417	160, 388	2, 525, 805
	1 農 業 費	1, 470, 088	160, 388	1, 630, 476
9 消 防 費		4, 062, 831	10, 270	4, 073, 101
	1 消 防 費	4, 062, 831	10, 270	4, 073, 101
10 教 育 費		9, 558, 605	266, 591	9, 825, 196
	1 教 育 総 務 費	2, 202, 846	30, 675	2, 233, 521
	2 小 学 校 費	2, 097, 382	69, 230	2, 166, 612
	3 中 学 校 費	939, 992	27, 269	967, 261
	4 幼 稚 園 費	1, 230, 564	8, 988	1, 239, 552
	5 社 会 教 育 費	2, 365, 942	40, 130	2, 406, 072
	6 短 期 大 学 費	721, 879	90, 299	812, 178
歳 出 合 計		112, 022, 132	2, 466, 098	114, 488, 230

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設適正化事業負担金（令和4年度加入分）	令和5年度から 令和8年度まで	11,464

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		6,994,965	140	6,995,105
	2 国 庫 補 助 金	1,895,473	140	1,895,613
4 支 払 基 金 交 付 金		7,718,585	151	7,718,736
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,718,585	151	7,718,736
5 県 支 出 金		4,171,847	70	4,171,917
	2 県 補 助 金	204,269	70	204,339
7 繰 入 金		4,664,519	199	4,664,718
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,497,416	70	4,497,486
	2 基 金 繰 入 金	167,103	129	167,232
歳 入 合 計		29,704,430	560	29,704,990

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地 域 支 援 事 業 費		1,302,626	560	1,303,186
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	595,896	560	596,456
歳 出 合 計		29,704,430	560	29,704,990

令和4年度津市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415, 516千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114, 903, 746千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		19,948,234	367,966	20,316,200
	2 国 庫 補 助 金	5,412,062	367,966	5,780,028
21 繰 入 金		7,618,774	47,550	7,666,324
	2 基 金 繰 入 金	7,590,722	47,550	7,638,272
歳 入	合 計	114,488,230	415,516	114,903,746

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		45,065,075	243,860	45,308,935
	1 社 会 福 祉 費	23,835,802	243,860	24,079,662
7 商 工 費		2,192,968	111,000	2,303,968
	1 商 工 費	2,192,968	111,000	2,303,968
8 土 木 費		13,623,509	60,656	13,684,165
	4 港 湾 費	79,339	60,656	139,995
歳 出	合 計	114,488,230	415,516	114,903,746

津市告示第195号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）第8条の規定に基づき、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和4年6月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概要

(1) 津市水道事業

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の給水戸数は136, 480戸、配水量は19, 770, 320m³、有収水量は16, 148, 636m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益2, 697, 272, 210円、営業外収益1, 219, 442, 170円、特別利益29, 688, 866円で合計3, 946, 403, 246円となりました。費用では、営業費用3, 879, 351, 774円、営業外費用224, 590, 981円、特別損失2, 093, 300円で合計4, 106, 036, 055円となり、収支差引におきまして、159, 632, 809円の純損失となりました。

(2) 津市工業用水道事業

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの業務量につきまして、配水量は163, 294m³、有収水量は160, 736m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益10, 800, 000円、営業外収益35, 402円で合計10, 835, 402円となりました。

費用では、営業費用14, 456, 285円となり、収支差引におきまして、3, 620, 883円の純損失となりました。

(3) 津市下水道事業

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の使用料賦課件数は57, 420件、有収水量は7, 400, 266m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益2, 397, 042, 069円、営業外収益5, 077, 994, 728円、特別利益547, 601円で合計7, 475, 584, 398円となりました。費用では、営業費用4, 372, 509, 148円、営業外費用739, 549, 152円、特別損失1, 035, 534円で合計5, 113, 093, 834円となり、収支差引におきまして、2, 362, 490, 564円の純利益となりました。

2 経理の状況

(1) 津市水道事業

損益計算書（別表1及び別表2）及び貸借対照表（別表3）のとおりで

あります。

(2) 津市工業用水道事業

損益計算書（別表4及び別表5）及び貸借対照表（別表6）のとおりであります。

(3) 津市下水道事業

損益計算書（別表7及び別表8）及び貸借対照表（別表9）のとおりであります。

別表1

令和3年度津市水道事業損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	2,248,510,463		
(2) 受 託 工 事 収 益	430,339,219		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>18,422,528</u>	2,697,272,210	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,613,079,599		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	493,901,357		
(3) 受 託 工 事 費	363,108,971		
(4) 業 務 費	235,850,744		
(5) 総 係 費	227,912,563		
(6) 減 値 償 却 費	930,183,148		
(7) 資 産 減 耗 費	15,169,694		
(8) そ の 他 営 業 費 用	<u>145,698</u>	<u>3,879,351,774</u>	
営 業 損 失			1,182,079,564
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,476,482		
(2) 他 会 計 補 助 金	602,582,000		
(3) 雜 収 益	162,140,262		
(4) 新 規 給 水 加 入 金	65,214,000		
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	<u>388,029,426</u>	1,219,442,170	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	110,860,474		
(2) 雜 支 出	<u>113,730,507</u>	<u>224,590,981</u>	<u>994,851,189</u>
經 常 損 失			187,228,375
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	5,103,000		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	20,384,068		
(3) そ の 他 特 別 利 益	<u>4,201,798</u>	29,688,866	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>2,093,300</u>	<u>2,093,300</u>	<u>27,595,566</u>
当 期 純 損 失			159,632,809
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			0
当 年 度 未 处 理 欠 損 金			<u>159,632,809</u>

別表2

令和3年度津市水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	4,948,832,743		
(2) 受 託 工 事 収 益	447,037,873		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>36,161,741</u>	5,432,032,357	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	3,008,958,614		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	722,251,047		
(3) 受 託 工 事 費	390,142,293		
(4) 業 務 費	374,556,151		
(5) 総 係 費	368,851,845		
(6) 減 價 償 却 費	1,899,633,148		
(7) 資 産 減 耗 費	15,399,694		
(8) そ の 他 営 業 費 用	<u>362,425</u>	<u>6,780,155,217</u>	
営 業 損 失			1,348,122,860
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,780,491		
(2) 他 会 計 補 助 金	602,582,000		
(3) 雜 収 益	218,227,752		
(4) 新 規 給 水 加 入 金	131,861,000		
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	<u>772,915,426</u>	1,728,366,669	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	227,688,573		
(2) 雜 支 出	<u>113,762,151</u>	<u>341,450,724</u>	<u>1,386,915,945</u>
經 常 利 益			38,793,085
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	5,103,000		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	21,048,568		
(3) そ の 他 特 別 利 益	<u>4,201,798</u>	30,353,366	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>3,754,440</u>	<u>3,754,440</u>	<u>26,598,926</u>
当 年 度 純 利 益			65,392,011
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 變 動 額			0
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>65,392,011</u>

別表3

令和3年度津市水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	2,012,966,490
ロ 立 木	4,386,284
ハ 建 物	3,157,449,356
減価償却累計額	△ 1,694,033,755
ニ 構 築 物	72,952,341,252
減価償却累計額	△ 37,974,487,119
ホ 機 械 及 び 装 置	13,022,845,935
減価償却累計額	△ 9,777,848,756
ヘ 車両運搬具	47,555,943
減価償却累計額	△ 41,205,397
ト 工具、器具及び備品	231,090,650
減価償却累計額	△ 197,809,770
チ 建 設 仮 勘 定	4,790,577,569
有形固定資産合計	46,533,828,682

(2) 無形固定資産

イ 中勢水道利用権	78,361,816
ロ 序 舍 利 用 権	71,222,862
ハ 施 設 利 用 権	178,209,471
ニ 電 話 加 入 権	901,396
無形固定資産合計	328,695,545

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券	400,000,000
ロ 基 金	6,954,442
投資その他の資産合計	406,954,442
固定資産合計	47,269,478,669

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

3,909,068,896

(2) 未 収 金

750,519,242

貸 倒 引 当 金

△ 31,188,142

719,331,100

(3) 貯 藏 品

92,072,768

(4) 前 払 費 用

2,405,700

(5) 前 払 金

184,416,341

(6) その他の流動資産

700,000

流動資産合計

4,907,994,805

資 産 合 計

52,177,473,474

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する企業債

企 業 債 合 計

14,662,321,995

14,662,321,995

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

引 当 金 合 計

824,034,679

824,034,679

固 定 負 債 合 計

15,486,356,674

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する企業債

1,160,934,261

1,160,934,261

企 業 債 合 計

(2) 未 払 金

1,262,586,121

(3) 前 受 金

38,700,000

(4) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,589,965

ロ 賞 与 引 当 金

50,895,000

ハ 法定福利費引当金

9,640,000

引 当 金 合 計

62,124,965

(4) その 他 流 動 負 債

流 動 負 債 合 計

69,111,870

2,593,457,217

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

31,536,858,334

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 18,873,377,510

繰 延 収 益 合 計

12,663,480,824

負 債 合 計

30,743,294,715

資 本 の 部

6 資 本 金

20,579,705,973

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 工 事 負 担 金

61,598,203

ロ 受 贈 財 産 評 價 額

108,116,478

ハ 国 県 補 助 金

444,832,106

ニ 他 会 計 補 助 金

78,886,281

ホ そ の 他 資 本 剰 余 金

95,647,707

資 本 剰 余 金 合 計

789,080,775

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 末 处 分 利 益 剰 余 金

65,392,011

利 益 剰 余 金 合 計

65,392,011

剩 余 金 合 計

854,472,786

資 本 合 計

21,434,178,759

負 債 資 本 合 計

52,177,473,474

別表4

令和3年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 淨 水 費	1,212,515		
(2) 総 係 費	11,365,758		
(3) 減 價 償 却 費	<u>1,878,012</u>	<u>14,456,285</u>	
営 業 損 失			3,656,285
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,897		
(2) 雜 収 益	<u>20,505</u>	<u>35,402</u>	<u>35,402</u>
經 常 損 失			<u>3,620,883</u>
当 期 純 損 失			3,620,883
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
その 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			0
当 期 未 处 分 欠 損 金			<u>3,620,883</u>

別表5

令和3年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	<u>21,776,940</u>	21,776,940	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 淨 水 費	2,550,258		
(2) 総 係 費	11,689,652		
(3) 減 價 償 却 費	<u>3,756,012</u>	<u>17,995,922</u>	
営 業 利 益			3,781,018
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,897		
(2) 雜 収 益	<u>20,505</u>	<u>35,402</u>	<u>35,402</u>
經 常 利 益			<u>3,816,420</u>
当 年 度 純 利 益			3,816,420
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>3,816,420</u>

令和3年度津市工業用水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,650,000
ロ 建 物	7,999,210
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7,091,339</u>
ハ 構 築 物	98,936,483
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 67,652,525</u>
ニ 機 械 及 び 装 置	31,283,958
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 74,049,469</u>
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	4,046,551
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 342,000</u>
有 形 固 定 資 産 合 計	<u>37,906,380</u>
固 定 資 産 合 計	37,906,380
2 流 動 資 産	
(1) 現 金 預 金	188,272,932
(2) 未 収 金	21,950
(3) 前 払 費 用	<u>1,800</u>
流 動 資 産 合 計	<u>188,296,682</u>
資 産 合 計	<u>226,203,062</u>

負 債 の 部

3 流 動 負 債

(1) 未 払 金

流 動 負 債 合 計

4 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

繰 延 収 益 合 計

負 債 合 計

	6,060,772
	6,060,772
	1,657,500
	△ 1,574,625
	82,875
	<u><u>6,143,647</u></u>

資 本 の 部

5 資 本 金

6 剰 余 金

(1) 利 益 剰 余 金

イ 利 益 積 立 金

ロ 建 設 改 良 積 立 金

ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

利 益 剰 余 金 合 計

剩 余 金 合 計

資 本 合 計

負 債 資 本 合 計

	133,554,237
	86,505,178
	<u><u>86,505,178</u></u>
	220,059,415
	<u><u>226,203,062</u></u>

別表7

令和3年度津市下水道事業損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,073,834,703		
(2) 他 会 計 負 担 金	1,321,985,513		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>1,221,853</u>	2,397,042,069	
2 営 業 費 用			
(1) 汚 水 管 渠 費	207,925,051		
(2) 雨 水 管 渠 費	9,617,266		
(3) 汚 水 ポ ン プ 場 費	32,552,200		
(4) 雨 水 ポ ン プ 場 費	75,215,879		
(5) 処 理 場 費	313,718,063		
(6) 委 任 業 務 費	81,592,196		
(7) 普 及 指 導 費	13,457,059		
(8) 業 務 費	95,823,950		
(9) 総 係 費	151,595,959		
(10) 流域下水道維持管理負担金	628,265,901		
(11) 減 価 償 却 費	<u>2,762,745,624</u>	<u>4,372,509,148</u>	
営 業 損 失			1,975,467,079
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 補 助 金	2,834,544,866		
(2) 県 補 助 金	2,674,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	1,893,193,369		
(4) 雜 収 益	<u>347,582,493</u>	5,077,994,728	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	444,963,279		
(2) 補 助 交 付 金	6,806,510		
(3) 雜 支 出	<u>287,779,363</u>	<u>739,549,152</u>	<u>4,338,445,576</u>
經 常 利 益			2,362,978,497
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	156,242		
(2) そ の 他 特 別 利 益	<u>391,359</u>	547,601	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>1,035,534</u>	<u>1,035,534</u>	<u>△487,933</u>
当 期 純 利 益			2,362,490,564
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			0
当 期 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>2,362,490,564</u>

別表8

令和3年度津市下水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位 円

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	2,156,208,299		
(2) 他 会 計 負 担 金	1,321,985,513		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>1,336,273</u>	3,479,530,085	
2 営 業 費 用			
(1) 汚 水 管 渠 費	260,312,534		
(2) 雨 水 管 渠 費	14,834,077		
(3) 汚 水 ポ ン プ 場 費	46,266,508		
(4) 雨 水 ポ ン プ 場 費	109,463,687		
(5) 処 理 場 費	502,482,822		
(6) 委 任 業 務 費	138,028,997		
(7) 普 及 指 導 費	21,179,013		
(8) 業 務 費	102,445,469		
(9) 総 係 費	192,778,032		
(10) 流域下水道維持管理負担金	1,044,395,197		
(11) 減 価 償 却 費	<u>5,583,746,624</u>	<u>8,015,932,960</u>	
営 業 損 失			4,536,402,875
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 補 助 金	2,834,544,866		
(2) 県 補 助 金	2,674,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	3,798,538,369		
(4) 雜 収 益	<u>418,013,515</u>	7,053,770,750	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	911,170,254		
(2) 補 助 交 付 金	7,837,510		
(3) 雜 支 出	<u>287,781,820</u>	<u>1,206,789,584</u>	<u>5,846,981,166</u>
經 常 利 益			1,310,578,291
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	906,735		
(2) そ の 他 特 別 利 益	<u>391,359</u>	1,298,094	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>2,275,714</u>	<u>2,275,714</u>	<u>△977,620</u>
当 年 度 純 利 益			1,309,600,671
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			0
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>1,309,600,671</u>

別表9

令和3年度津市下水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	4,780,025,251
ロ 建 物	3,970,274,843
減価償却累計額	△1,434,196,593
ハ 構 築 物	174,546,931,160
減価償却累計額	△30,278,340,873
二 機 械 及 び 装 置	5,944,244,337
減価償却累計額	△3,529,058,711
ホ 車両運搬具	2,415,185,626
減価償却累計額	△1,967,839
ヘ 工具、器具及び備品	381,850
減価償却累計額	2,685,894
ト 建 設 仮勘定	△2,541,535
	144,359
	4,895,755,232
有形固定資産合計	158,896,160,855

(2) 無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権	12,273,868,887
ロ 電 話 加 入 権	10,696,000
無形固定資産合計	12,284,564,887

(3) 投資その他の資産

イ そ の 他 投 資	6,594,000
投資その他の資産合計	6,594,000

固 定 資 産 合 計 171,187,319,742

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,941,655,044

(2) 未 収 金

488,221,602

貸 倒 引 当 金

△53,450,281

434,771,321

(3) 前 払 金

357,482,374

流 動 資 産 合 計

2,733,908,739

資 産 合 計

173,921,228,481

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する企業債	<u>57,722,703,003</u>	
企 業 債 合 計		57,722,703,003
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	<u>348,624,440</u>	
引 当 金 合 計		<u>348,624,440</u>
固 定 負 債 合 計		58,071,327,443

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する企業債	<u>5,173,262,625</u>	
企 業 債 合 計		5,173,262,625
(2) 未 払 金		1,589,702,297
(3) 前 受 金		136,700,000
(4) 引 当 金		
イ 賞 与 引 当 金	33,458,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>6,417,000</u>	
(5) そ の 他 流 動 負 債		<u>57,683,397</u>
流 動 負 債 合 計		6,997,223,319

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

(2) 長期前受金収益化累計額		<u>110,319,644,562</u>
繰 延 収 益 合 計		<u>△25,242,333,133</u>
負 債 合 計		<u>85,077,311,429</u>
		<u>150,145,862,191</u>

資 本 の 部

6 資 本 金

18,392,584,450

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額	3,564,201,654	
ロ 国 庫 補 助 金	322,694,016	
ハ 県 補 助 金	1,784,000	
ニ 他 会 計 負 担 金	128,338,084	
ホ 他 会 計 補 助 金	<u>56,163,415</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		4,073,181,169

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,309,600,671</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,309,600,671</u>
剩 余 金 合 計		<u>5,382,781,840</u>
資 本 合 計		<u>23,775,366,290</u>
負 債 資 本 合 計		<u>173,921,228,481</u>

津市告示第196号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場及び久居駅東口駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めている。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの利用状況は、次のとおり。

- | | | |
|------------|-----------|------------------|
| (1) 利用台数 | 327, 133台 | (前年同期 313, 002台) |
| (2) 一日平均台数 | 1, 829台 | (前年同期 1, 728台) |

2 経理の状況

令和3年度下半期の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおり。

3 令和4年度駐車場事業について

別冊のとおり。

別表1

令和3年度津市駐車場事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 駐 車 収 益 155,015,674 155,015,674

2 営業費用

(1) 駐 車 場 管 理 費 140,376,340

(2) 減 価 償 却 費 53,395,430

(3) 資 産 減 耗 費 71,974 193,843,744 営 業 損 失 38,828,070

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金 2,959

(2) 雜 収 益 1,882,784 1,885,743

4 営業外費用

(1) 支 払 利 息 及 び
企 業 債 取 扱 諸 費 277,784 277,784 1,607,959 經 常 損 失 37,220,111

5 特別利益

(1) 特 別 利 益 2,611,962 2,611,962

6 特別損失

(1) 特 別 損 失 0 0 2,611,962 當 年 度 純 損 失 34,608,149 前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 11,785,352 そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金
 變 動 額 0 當 年 度 未 处 理 欠 損 金 22,822,797

別表1

令和3年度上半期津市駐車場事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和3年9月30日)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 駐 車 収 益 80,093,000 80,093,000

2 営業費用

(1) 駐 車 場 管 理 費 55,615,887

(2) 減 価 償 却 費 0

(3) 資 産 減 耗 費 0 55,615,887 営 業 利 益 24,477,113

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金 2,740

(2) 雜 収 益 978,593 981,333

4 営業外費用

(1) 支 払 利 息 及 び
企 業 債 取 扱 諸 費 155,992 155,992 825,341 經 常 利 益 25,302,454

5 特別利益

(1) 特 別 利 益 0 0

6 特別損失

(1) 特 別 損 失 0 0 0 當 年 度 純 利 益 25,302,454 前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 0 そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金
 變 動 額 30,100,532 當 年 度 未 处 理 欠 損 金 55,402,986

別表1

令和3年度上半期津市駐車場事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和3年9月30日)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>72,148,900</u>	72,148,900	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	55,568,442		
	(2) 減 価 償 却 費	<u>0</u>		
	営 業 利 益			16,580,458
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	16,827		
	(2) 雜 収 益	<u>979,881</u>	996,708	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	<u>440,355</u>	<u>440,355</u>	<u>556,353</u>
	経 常 利 益			17,136,811
	当 期 純 利 益			17,136,811
	前 期 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>57,435,347</u>
	そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 変 動 額			<u>49,463,701</u>
	当 期 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>124,035,859</u>

別表1

令和3年度下半期津市駐車場事業損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日)

(単位 円)

1	營業収益			
(1)	駐車収益	<u>74,922,674</u>	74,922,674	
2	營業費用			
(1)	駐車場管理費	84,760,453		
(2)	減価償却費	53,395,430		
(3)	資産減耗費	<u>71,974</u>	<u>138,227,857</u>	
	營業損失			63,305,183
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	219		
(2)	雑収益	<u>904,191</u>	904,410	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸	<u>121,792</u>	<u>121,792</u>	<u>782,618</u>
	経常損失			<u>62,522,565</u>
5	特別利益			
(1)	特別利益	<u>2,611,962</u>	2,611,962	
6	特別損失			
(1)	特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,611,962</u>
	当期純損失			59,910,603
	前期繰越利益剰余金			25,302,454
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>11,785,352</u>
	当年度未処理欠損金			<u>22,822,797</u>

別表2

令和3年度津市駐車場事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	1,623,010,133
ロ 建 物	1,431,438,549
減価償却累計	<u>△ 766,033,969</u>
ハ 構 築 物	89,660,772
減価償却累計	<u>△ 24,783,236</u>
ニ 機械及び装置	114,090,002
減価償却累計	<u>△ 96,818,402</u>
ホ 工具、器具及び備品	80,246,679
減価償却累計	<u>△ 45,448,233</u>
ヘ リース資産	32,486,280
減価償却累計	<u>△ 412,872</u>
ト 建設仮勘定	<u>5,527,000</u>
有形固定資産合計	<u>2,442,962,703</u>
固定資産合計	<u>2,442,962,703</u>

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金
(2) 未 収 金
(3) その他流動資産

流動資産合計	<u>80,368,360</u>
資産合計	<u>2,523,331,063</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	<u>210,041,998</u>	
他会計借入金合計		210,041,998
(2) リース債務		27,119,010
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	<u>1,236,617</u>	
引当金合計		<u>1,236,617</u>
固定負債合計		238,397,625

4 流動負債

(1) 企業債		
イ 建設改良等企業債	<u>5,963,482</u>	
企業債合計		5,963,482
(2) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	<u>34,994,749</u>	
他会計借入金合計		34,994,749
(3) リース債務		4,954,398
(4) 未 払 金		11,184,149
(5) 前 受 金		1,918,986
(6) 引 当 金		
イ 賞与引当金	414,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>78,000</u>	
引当金合計		492,000
(7) その他流動負債		
流動負債合計		<u>500,000</u>
負債合計		<u>60,007,764</u>
		<u>298,405,389</u>

資本の部

5 資本金	2,201,759,255
6 剰余金	
(1) 利益剰余金	
イ 減債積立金	5,963,482
ロ 建設改良積立金	40,025,734
(2) 欠損金	
イ 当年度未処理 欠損金	<u>22,822,797</u>
利益剰余金合計	<u>23,166,419</u>
剰余金合計	<u>23,166,419</u>
資本合計	<u>2,224,925,674</u>
負債資本合計	<u>2,523,331,063</u>

- (注) 1 有価証券の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
 2 リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース)以外の固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。
 リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース)の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法による。

津市告示第197号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、津市モーターボート競走事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

津市モーターボート競走事業は、事業の円滑な運営を行い、公共の福祉を増進するよう努めている。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの業務量は、次のとおり。

(1) 開催日数	117日
(2) 開催収益	35,961,432,400円
うち本場舟券発売金	2,030,589,100円
うち電話投票舟券発売金	26,750,783,300円
うち場外発売場舟券発売金	236,266,500円
うち場間場外舟券発売金	6,943,793,500円
(3) 1日平均舟券発売金	307,362,670円
(4) 場間場外受託発売金	5,547,165,800円

経営状況としては、営業収益36,974,663,829円、営業外収益36,652,069円、特別利益2,534,309円で合計37,013,850,207円。費用では、営業費用34,387,723,628円、営業外費用583,653,772円の合計34,971,377,400円。固定資産の減価償却、繰延収益の償却、資産の評価及び引当金の計上を事業年度末において行ったため、収支差引においては、2,042,472,807円の純利益となる。

2 経理の状況

損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおり。

3 令和4年度津市モーターボート競走事業の予算概要について 別冊のとおり。

別表1 令和3年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	開催収益	35,961,432,400		
(2)	場間場外発売事務受託収益	966,643,284		
(3)	その他営業収益	46,588,145	36,974,663,829	
2	営業費用			
(1)	開催費	31,885,138,393		
(2)	場外発売場事務受託費	363,316,907		
(3)	施設管理費	280,550,484		
(4)	競走実施費	890,478,656		
(5)	販売促進費	342,150,928		
(6)	総係費	173,286,057		
(7)	減価償却費	452,648,403		
(8)	資産減耗費	0	34,387,569,828	
	営業利益			2,587,094,001
3	営業外収益			
(1)	使用料	13,310,310		
(2)	受取利息及び配当金	525,220		
(3)	長期前受金戻入	19,831,579		
(4)	雑収益	2,984,960	36,652,069	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	3,776		
(2)	消費税	0		
(3)	繰出金	0		
(4)	雑支出	583,649,996	583,653,772	△ 547,001,703
	経常利益			2,040,092,298
5	特別利益			
(1)	その他特別利益	2,534,309	2,534,309	
6	特別損失			
		0	0	2,534,309
	当期純利益			2,042,626,607
	前期繰越利益剰余金			2,518,623,757
	当期末処分利益剰余金			4,561,250,364

別表2

令和3年度津市モーターボート競走事業貸借対照表
(令和4年3月31日)

単位 円

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土	地	1,498,940,103
ロ 建	物	7,178,702,164
減価償却累計額	△ 1,405,676,790	5,773,025,374
ハ 建物附属設備	549,353,654	
減価償却累計額	△ 216,305,739	333,047,915
ニ 構築物	35,891,938	
減価償却累計額	△ 9,430,688	26,461,250
ホ 機械及び装置	707,159,739	
減価償却累計額	△ 441,271,171	265,888,568
ヘ 車両運搬具	3,518,785	
減価償却累計額	△ 1,257,671	2,261,114
ト 船舶	15,077,375	
減価償却累計額	△ 10,264,685	4,812,690
チ 工具、器具及び備品	1,067,121,692	
減価償却累計額	△ 682,471,905	384,649,787
リ リース資産	0	
減価償却累計額	0	0
ヌ 建設仮勘定		279,877,301
減価償却累計額		
有形固定資産合計		8,568,964,102
(2) 投資その他の資産		
イ 出資金	40,000,000	
ロ 基金	1,981,991,849	
投資その他の資産合計		2,021,991,849
固定資産合計		10,590,955,951

2 流動資産

(1) 現金預金

13,732,938,923

(2) 未収金

135,668,506

(3) 前払金

0

(4) その他流動資産

0

流動資産合計

13,868,607,429

資産合計

24,459,563,380

津市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
3939	観音寺町第24号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
2594	新町93号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2595	元町61号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2596	本町2号線	津市久居本町	
		津市久居本町	
6563	杜の街62号線	津市河芸町杜の街四丁目	
		津市河芸町杜の街四丁目	
6564	杜の街63号線	津市河芸町杜の街四丁目	
		津市河芸町杜の街四丁目	
6565	杜の街64号線	津市河芸町杜の街四丁目	
		津市河芸町杜の街四丁目	
815	下モ田5号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
816	下モ田6号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	

津市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
3939	観音寺町第24号線	津市観音寺町字橋之内603番5地 先から津市観音寺町字橋之内603番10地先まで	23.5 6.0～ 9.6
2594	新町93号線	津市久居新町1176番11地先から津市久居新町1176番15地先まで	59.8 6.0～ 12.8
2595	元町61号線	津市久居元町字北出2177番13地先から津市久居元町字北出2177番35地先まで	166.1 6.0～ 13.1
2596	本町2号線	津市久居本町1583番6地先から津市久居本町1583番9地先まで	49.9 6.0～ 13.1
6563	杜の街62号線	津市河芸町杜の街四丁目759番1地先から河芸町杜の街四丁目795番1地先まで	221.9 11.0～ 18.9
6564	杜の街63号線	津市河芸町杜の街四丁目974番2地先から河芸町杜の街四丁目642番16地先まで	294.1 11.0～ 17.8
6565	杜の街64号線	津市河芸町杜の街四丁目642番14地先から河芸町杜の街四丁目636番6地先まで	422.6 6.0～ 21.6

815	下モ田5号線	津市芸濃町椋本字下モ田3153番	231.6
		5地先から津市芸濃町椋本字下モ田 3153番20地先まで	6.0～ 15.7
816	下モ田6号線	津市芸濃町椋本字下モ田3156番	39.3
		2地先から津市芸濃町椋本字下モ田 3157番地先まで	6.0～ 13.1

津市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3939	観音寺町第24号線	津市観音寺町字橋之内603番5地先から津市観音寺町字橋之内603番10地先まで	令和4年6月30日
2594	新町93号線	津市久居新町1176番11地先から津市久居新町1176番15地先まで	令和4年6月30日
2595	元町61号線	津市久居元町字北出2177番13地先から津市久居元町字北出2177番35地先まで	令和4年6月30日
2596	本町2号線	津市久居本町1583番6地先から津市久居本町1583番9地先まで	令和4年6月30日
6563	杜の街62号線	津市河芸町杜の街四丁目759番1地先から河芸町杜の街四丁目795番1地先まで	令和4年6月30日
6564	杜の街63号線	津市河芸町杜の街四丁目974番2地先から河芸町杜の街四丁目642番16地先まで	令和4年6月30日
6565	杜の街64号線	津市河芸町杜の街四丁目642番14地先から河芸町杜の街四丁目636番6地先まで	令和4年6月30日

815	下モ田5号線	津市芸濃町椋本字下モ田31 53番5地先から津市芸濃町 椋本字下モ田3153番20 地先まで	令和4年6月3 0日
816	下モ田6号線	津市芸濃町椋本字下モ田31 56番2地先から津市芸濃町 椋本字下モ田3157番地先 まで	令和4年6月3 0日

津市公告第88号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月20日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504062002

公 告 日	令和4年6月20日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和4年度営教総第1-7号 津市立東橋内中学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 中河原 地内					
業 務 概 要	機械ボーリング 45m					
期 間	契約締結の日から 令和4年9月16日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 項	登録要件	業種	地質調査	部門		
	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること					
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)			
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件					
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,659,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504062003

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北道維環第2号 本町第10号線道路整備工事					
工 事 場 所	津市 本町 地内					
工 事 概 要	表層 352m ² 側溝工 132m 集水柵・マンホール工 7箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年11月25日 まで					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 間	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	8,539,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 					

事後審査型条件付一般競争入札

504062004

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北道維第8号 上浜町六丁目地内道路改修工事					
工 事 場 所	津市 上浜町六丁目 地内					
工 事 概 要	表層 118m ² 側溝工 59m 集水枠・マンホール工 2箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年10月28日 まで					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 間	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	4,769,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504062005

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北道維第7号 産品地内排水路改修工事					
工 事 場 所	津市 産品 地内					
工 事 概 要	側溝工 19m 集水樹工 1箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年9月28日 まで					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,525,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

504062006

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北狭道補第2号 芸濃町棕本地内道路改修工事					
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本 地内					
工 事 概 要	表層 190m ² 路盤 112m ² 側溝工 45m 集水樹・マンホール工 2箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年11月30日 まで					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1		
		【プロック】安芸	【地区】安濃	【格付】D・C		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・美里	【格付】D		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 間	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	5,678,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

504062007

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和4年度営ア補第21号 津市アストプラザ便所改修工事					
工 事 場 所	津市 羽所町 地内					
工 事 概 要	改修(便所改修) 洋風便器 11組 ※上記に係る機械設備工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 令和4年12月12日 まで					
発 注 業 種	管					
参 加 資 格 に 關 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その 他 要 件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月1日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月23日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月1日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月6日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	6,163,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504062008

公 告 日	令和4年6月20日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和4年度建整特補第1-1号 半田久居線及び雲出野田線空洞調査業務委託					
業 務 場 所	津市 半田 地内					
業 務 概 要	機械ボーリング 237m サウンディング及び原位置試験 198回 室内試験(土質試験) 一式 音響測深探査 一式 解析等調査 一式					
期 間	契約締結の日から 令和4年12月16日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査	部門		
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務 実績要件	履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 音響測深探査による空洞調査業務				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)			
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件					
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
	設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで			
		販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
	設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)			
		回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答			
		提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	22,030,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は津市公契約条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。</p> <p>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

504062009

公 告 日	令和4年6月20日		業 務 担 当 課	建設整備課				
業 務 名	令和4年度建整橋維補第1-3号 汐見橋及び御幸橋橋梁修繕詳細設計業務委託							
業 務 場 所	津市 河芸町上野及び河芸町三行 地内							
業 務 概 要	橋梁補修設計 2橋							
期 間	契約締結の日から 令和5年1月31日 まで							
発 注 業 種	土木関係コンサルタント							
参 加 資 格 に 関 す る 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	鋼構造及びコンクリート			
	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店又は市内支店等						
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること					
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること					
	同種業務 実績要件							
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)					
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者					
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件							
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで						
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」						
	設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで					
		販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214					
	設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)					
		回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答					
		提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333					
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)						
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛						
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前9時10分							
	津市役所(本庁舎)7階 入札室							
予 定 価 格	25,337,000		円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>							

事後審査型条件付一般競争入札

504062010

公 告 日	令和4年6月20日		業 務 担 当 課	建設整備課				
業 務 名	令和4年度建整橋維補第1-4号 太田橋ほか2橋橋梁修繕詳細設計業務委託							
業 務 場 所	津市 安濃町太田ほか2町 地内							
業 務 概 要	橋梁補修設計 3橋							
期 間	契約締結の日から 令和5年1月31日 まで							
発 注 業 種	土木関係コンサルタント							
参 加 資 格 に 関 す る 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	鋼構造及びコンクリート			
	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店又は市内支店等						
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること					
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること					
	同種業務 実績要件							
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)					
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者					
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件							
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで						
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」						
	設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで					
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214						
	設 計 図 書 等 に お け る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)					
		回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答					
		提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333					
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)						
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛						
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前9時30分							
	津市役所(本庁舎)7階 入札室							
予 定 価 格	22,172,000		円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>							

事後審査型条件付一般競争入札

504062011

公 告 日	令和4年6月20日		業 務 担 当 課	建設整備課				
業 務 名	令和4年度建整橋維補第1-2号 観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託							
業 務 場 所	津市 本町及び東丸之内 地内							
業 務 概 要	橋梁補修設計 1橋							
期 間	契約締結の日から 令和4年11月30日 まで							
発 注 業 種	土木関係コンサルタント							
参 加 資 格 に 関 す る 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	鋼構造及びコンクリート			
	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店又は市内支店等						
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること					
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること					
	同種業務 実績要件							
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)					
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者					
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件							
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで						
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」						
	設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで					
		販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214					
	設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)					
		回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答					
		提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333					
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)						
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛						
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前9時50分							
	津市役所(本庁舎)7階 入札室							
予 定 価 格	10,451,000		円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>							

事後審査型条件付一般競争入札

504062012

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和4年度北道新補第1号 白山芸濃線道路改良(舗装)工事								
工 事 場 所	津市 美里町足坂及び美里町五百野		地内						
工 事 概 要	表層 7,670m ² 基層 7,670m ² 路上路盤再生工 7,670m ²								
工 期	契約締結の日から 令和5年1月20日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)						
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで							
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がない場合を除く)								
最 低 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。 ・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

504062013

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	建設整備課					
工 事 名	令和4年度建整特第1号 脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事(その1)								
工 事 場 所	津市 美杉町八手俣 地内								
工 事 概 要	掘削工 1,620m ³ 側溝工 387m 路体盛土工 3,200m ³ 路床盛土工 1,600m ³ 擁壁工 35m コンクリートブロック工 421m ²								
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで								
発 注 業 種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定							
	所 在 地 要 件	市内本店							
	格 付 要 件	A1・A2							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)						
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)						
	その 他 要 件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで							
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がない場合を除く)								
最 低 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。 ・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

504062014

公 告 日	令和4年6月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和3年度北道維交補第3号 上野20号線ほか2線道路整備工事					
工 事 場 所	津市 河芸町上野及び河芸町東千里 地内					
工 事 概 要	表層 399m ² 側溝工 395m 集水柵・マンホール工 8箇所					
工 期	契約締結の日から 令和5年1月30日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A2・A1		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月8日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 間	提 出 期 限	令和4年6月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月4日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月8日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月13日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	29,292,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

津市公告第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月21日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和4年6月17日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市香良洲町字塙ノ口1475番2ほか26筆及び香良洲町字小ノ東15
35番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市高茶屋小森町4000番地2

合同会社津東プロジェクト

代表社員 株式会社川崎商事

津市公告第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項に規定する認定の取消しを行いましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月21日

津市長 前 葉 泰 幸

1 認定の取消しを行った区域の場所

津市垂水字東青谷2982番1及び2982番10並びに津市垂水字井戸谷2969番3

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第50認2号 昭和50年6月20日

津市公告第91号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月24日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

(2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営（以下「浴場運営」といいます。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで（8ヶ月）

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けている者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和4年7月1日（金）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和4年7月4日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和4年7月6日（水）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エ
からカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明され

たものに限ります。才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和4年7月7日（木）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第5号様式）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年7月11日（月）午後2時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎5階 51会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に8を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第6号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

(2) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

(3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

(4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

(5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(6) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

(7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

市民部人権課 人権担当

電話番号 059-229-3165

FAX 059-229-3366

メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公告第92号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月24日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和4年度津市安濃交流会館管理等業務委託

(2) 業務委託の概要

津市安濃交流会館の管理及び館内あのう温泉の円滑な運営と関連業務
(詳細は、別紙仕様書参照)

(2) 業務の履行期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで(8月)

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受け ていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でな い者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者(民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。)

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和4年7月1日(金)午後3時まで

イ 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 268-5511@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-268-3357

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和4年7月4日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和4年7月6日（水）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

(3) 提出方法

提出方法については、地域振興課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は地域振興課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和4年7月7日（木）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第5号様式）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年7月11日（月）午後3時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎5階 51会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に8を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第6号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (6) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-2326 津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所 1階 地域振興課総務担当 濱口

電話番号

059-268-5511

FAX
メールアドレス

059-268-3357
268-5511@city.tsu.lg.jp

津市公告第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月27日

津市長 前葉泰幸

- 1 工事完了年月日
令和4年6月22日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市押加部町721番1ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市乙部2019番地
株式会社日本フェニックス
代表取締役 船木 遥介

津市公告第94号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度第3回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	地目	地積	備考
1	津市押加部町 567番1	宅地	962.66 m ²	市街化区域 第一種住居地域 連棟式建物3棟あり これらのうち2棟に3 戸の登記物件あり 全ての専有部分所有者 から本市に対し処分同 意書の提出あり
2	津市白山町中 ノ村字くぐり や298番3	宅地	309.77 m ²	都市計画区域外 車庫（昭和59年築鉄 骨造鋼板ぶき平家建。 床面積66.78 m ² ）あり
3	津市津興字船 頭町3398番	宅地	158.87 m ²	市街化区域 第二種中高層住居専用 地域 居宅（年月日不詳建築 年月日不詳増築鉄筋コ ンクリート造一部木造 陸屋根一部鋼板ぶき2 階建ての区分建物専有 部分（未登記）床面積 約70 m ² ）あり

(3) 物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 各物件共通

(ア) いずれの物件についても、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのままで引き渡しを行います。

(イ) いずれの物件についても、特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壤汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこ

れらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売買代金の減額には応じず、また、撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

イ 物件番号 1

- (ア) 物件上には、別添のとおり、老朽化が著しく、現状のまま使用することが困難となっている連棟式建物 3 棟（以下「本件長屋」といいます。）があります。
- (イ) 本件長屋における全ての専有部分所有者から、本市に対し建物及び建物内の動産についての処分同意書が提出されています。
- (ウ) 本件長屋のうち 2 棟については、3 戸の登記物件があります。
- (エ) 物件上の本件長屋の解体撤去及び 3 戸の登記物件の滅失登記手続については、購入者の負担で行うものとします。ただし、購入者から本市に対し当該滅失登記手続に係る協力の求めがあった場合には、本市は当該滅失登記手続に必要な書面の交付その他の協力を行います。
- (オ) 立木や井戸といった土地の附属物（本市の水道本管を除きます。）についても物件に含まれます。
- (カ) 物件上には、電力会社の電力柱 3 本及び支線 1 条があります。また、通路部分の上を空中線が通過しています。
- (キ) 土地中央の通路部分には、本市の水道本管及びガス会社のガス本管が埋設されています。
- (ク) 令和 4 年 2 月に合筆及び分筆を行っており、登記所に公図及び地積測量図が備え付けられています。

ウ 物件番号 2

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。土地上には、消防団詰所及び車庫の用に供していた建物があります。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 土地上のホース乾燥塔、フェンスといった工作物のほか、廃材等の残置物についても物件に含まれます。
- (エ) 土地南東端には、電力会社の設置している電力柱があります。
- (オ) 物件及び物件東側に隣接する土地（津市白山町中ノ村字くぐ里や 298 番 4）の土地境界上に、塀やフェンスといった工作物はなく、これら 2 筆の土地は一体的に舗装されていますが、この物件東側に隣接す

る土地は、ごみ集積場の用に供している津市所有土地であって、売却対象ではありません。

(カ) 令和3年8月に分筆を行っており、登記所に地図（公図）及び地積測量図が備え付けられています。

エ 物件番号3

(ア) 土地南側部分約100m²は、更地となっており、土地北側部分約50m²は、本市が所有する区分建物の専有部分（東側に隣接する土地6筆にわたって存在する連棟式建物の一部）の敷地となっています。本市は、当該専有部分付きで土地を売却します。

なお、当該専有部分に敷地権は設定されていません。

(イ) (ア)の区分建物の専有部分の用途は、居宅です。ただし、老朽化が著しく、現状のまま使用することが困難となっています。

(ウ) 本市が所有する専有部分については、未登記（表題部及び権利部）のまま購入者に所有権を移転するものとし、購入者は、専有部分の所有権移転に伴い、本市政策財務部資産税課に未登記家屋に係る所有者の変更届を提出するものとします。

(エ) (ア)の区分建物の専有部分は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

(オ) 外構や看板設置用の工作物といった土地の附属物についても物件に含まれます。

(カ) 土地上には、近隣の建物に電気を引き込むための空中線が通過しています。

(キ) 令和4年1月に境界立会を行い、境界確認書を作成しています。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (7) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (9) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (10) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (11) 法人でその役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）のうちに第5号、第6号及び第8号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (12) 物件を次の用途に供しようとする者
 - ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途（以下「無差別大量殺人行為に係る用途」といいます。）
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途（以下「風俗営業等」といいます。）
- (13) 18歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者

(15) 日本国に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 手続の内容 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期間 令和4年7月15日（金）午後1時から同年8月1日（月）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 手続の内容 仮申込みを行った後、(3)のとおり必要書類を本市に提出するほか、(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和4年8月10日（水）午後2時

(3) 必要書類の提出

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 代理人を選任する場合は、委任状

カ 一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札に参加する場合（共同入札する場合）は、共同入札等申出書

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ることとします。

※ 複数物件について申し込む場合は、ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出することとします。したがって、イ、ウ及びエについては、1部で差し支えありません。

- ※ 代理人を選任する場合は、受任者（代理人）及び委任者（申込者）のイ及びウを提出することとします。
- ※ 共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。
- ※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札保証金の納付

入札参加申込者は、4の入札保証金の額の欄に掲げる金額を本市が指定する金融機関の口座に納付してください。

※口座番号等については、入札参加仮申込手続の後、あらかじめ売却システムに登録されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）に電子メールでお知らせします。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金に納入から返還までの期間に係る利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市押加部町 567 番 1	23,428,900 円	2,342,890 円
2	津市白山町中ノ村字くぐ 里や 298 番 3	2,651,000 円	265,100 円
3	津市津興字船頭町 3398 番	4,077,200 円	407,720 円

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和4年8月15日（月）午後1時から同年8月22日（月）午後1時まで

(2) 開札

令和4年8月22日（月）午後1時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和4年9月12日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

※ 登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	登録免許税額
1	津市押加部町 567 番 1	425,100 円
2	津市白山町中ノ村字くぐ里や 298 番 3	38,500 円
3	津市津興字船頭町 3398 番	65,800 円

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売買代金に充当します。
- (2) 落札者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を締結しない場合は、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

- (1) 用途制限及び買戻し
購入者が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることができます。
この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。
ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点
イ 無差別大量殺人行為に係る用途
ウ 風俗営業等
- (2) 契約不適合責任の特約
購入者が、契約締結後及び所有権移転後において、物件に係る1(3)に関する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができません。
ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在
イ 設備におけるP C Bの含有
ウ 土地の陥没
エ その他品質上の問題

(3) 定着物撤去等の行為

本市は、物件が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、購入者が当該行為を行おうとするとき（購入者が当該行為につき第三者をして行おうとするときを含みます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします。

(4) 第三者名義建物の滅失登記手続に係る特約

本市は、購入者が、物件について第三者名義建物の滅失登記に係る手続を必要とする場合であっても、当該手続に係る費用の一切を負担しません。ただし、購入者から本市に対し当該手続に係る協力の求めがあった場合には、本市は当該手続に必要な書面の交付その他の協力を行います。

なお、購入者が第三者名義建物の滅失登記に係る手続を行わなかった場合又は当該滅失登記を行うことができなかった場合であっても、津市は購入者に責任を負わず、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができません。

(5) 紛争の解決

土地境界の疑義、第三者の占有その他の原因により物件に紛争が生じたときのほか、第三者から異議の申立てなどがあったときは、購入者の責任において処理するものとします。

(6) 法令の遵守

購入者は、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）その他の法令及びこれらの法令に基づく指導等に基づき、適切に物件を使用するものとします。

また、物件の引渡し後購入者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い購入者の負担により行うものとします。

(7) 本市の契約解除権

本市は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、購入者に催告を

せず、直ちに契約を解除することができることとします。

ア 購入者又は購入者の役員等が反社会的勢力であると認められたとき。

イ 購入者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 購入者の死亡又は消滅により、契約に基づく権利を承継する者がいないとき。

キ 購入者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他のこれらに類する手続の申立てを受けたとき。

ク 購入者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

ケ 購入者が、契約に定める義務を履行しないとき又は購入者が契約に違反する行為を行ったとき。

コ 購入者が、売買代金その他の購入者が本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

サ その他購入者が重大な背信行為を行ったとき。

(8) 購入者は、(7)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(9) 購入者は、(7)により、本市が契約を解除したときは、購入者の負担で物件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。

(10) 危険負担の特約

購入者は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、物件が本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合には、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

(11) 損害賠償

購入者は、契約に定める義務を履行しないことで本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(12) 費用の負担

契約に関する諸費用は、全て購入者が負担するものとします。

(13) 実地調査等

本市は、その必要があると認めるときは、物件に関し実地に調査し、又は購入者に報告若しくは資料の提出を求めることができ、購入者は、正当な理由なく当該調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(14) その他契約に付す条件

本市が必要と認める場合、物件に応じて、本市の関係部局、自治会等との調整、協議等を行うことを契約に付します。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和4年9月22日（木）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

- (1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後1時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする方は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

(1) この公告のほか、入札に必要な事項については、売却システム及び津市ホームページで示します。

なお、売却システムにおいては、入札参加仮申込手続の始期まで物件情報を閲覧することができません。

(2) 入札参加申込みに当たっては、1の物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

(3) 物件において建物の建築、建替え、用途変更等が可能かどうかについては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。

(4) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。

(5) 落札後の契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

(6) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。

(7) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

(8) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。

(9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を隨時見ていただることは可能です。

(10) 入札参加申込みを行った者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当
電話番号 059-229-3126

津市公告第95号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月28日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
芸濃町 雲林院	竹之内	745番1	404	404	農地	農業用施設 用地

津市公告第 96 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市 あのつ台	洋犬	白茶黒 短	メス	中	91 日以上	赤色首輪

2 抑留日 令和 4 年 6 月 21 日

3 抑留期間 令和 4 年 7 月 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市上下水道事業公告第16号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月27日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度水工第9号
森町地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市森町地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIP $\phi 600\text{mm}$ 204.8m
配水管布設工 DIP $\phi 500\text{mm}$ 37.1m
配水管布設工 DIP $\phi 400\text{mm}$ 1.1m
配水管布設工 DIP $\phi 350\text{mm}$ 6.4m
配水管布設工 DIP $\phi 300\text{mm}$ 7.1m
配水管布設工 DIP $\phi 200\text{mm}$ 39.0m
配水管布設工 DIP $\phi 150\text{mm}$ 180.2m
バタフライ弁設置工 $\phi 600\text{mm} \sim \phi 500\text{mm}$ 2箇所
仕切弁設置工 $\phi 350\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$ 8箇所
消火栓設置工 単口地下式 1箇所
空気弁設置工 $\phi 75\text{mm} \sim \phi 20\text{mm}$ 3箇所
不斷水仕切弁設置工 $\phi 600\text{mm} \sim \phi 150\text{mm}$ 3箇所
舗装本復旧工 1,620m2
- (4) 工期 契約締結日から令和5年2月24日まで
- (5) 予定価格 185,440,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）
- (11) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、口径500mm以上の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径500mm以上）をいい、口径450mm以下の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技

能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいいます。ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある場合は、それぞれの講習会等の修了等が必要です。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和4年6月27日（月）から同年7月8日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 令和4年6月27日（月）から同年7月8日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
 - オ 耐震継手講習会等（口径500mm以上及び口径450mm以下）修了証等の写し
 - カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
 - ク 施工計画書
 - ケ 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和4年7月19日（火）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年6月27日（月）から同年7月25日（月）まで
イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市
ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ
イ 購入場所 津市半田141番地
アサヒ感光社（電話 059-226-5214）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年7月1日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年7月6日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年7月12日（火）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年7月20日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年7月25日（月）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道
管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年7月28日（木）午前9時から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。

- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所

を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合せ部分3箇所に封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第17号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月27日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	下水道工務課					
工 事 名	令和4年度下工公補第5号 棕本第1汚水幹線築造工事								
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本		地内						
工 事 概 要		管布設工(管径75~150mm) 768m 組立マンホール工 8箇所 小型マンホール工 2箇所 ます設置工 11箇所							
工 期	契約締結の日から 令和5年2月17日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	A1・A2							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)						
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで							
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで							
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819							
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室								
予 定 価 格	62,803,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。								

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和4年度下工公補第4号 津北部第17-1処理分区公共下水道工事					
工 事 場 所	津市 観音寺町及び渋見町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 590m 組立マンホール工 11箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 56箇所					
工 期	契約締結の日から 令和5年2月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	54,558,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和4年度下工公第4号 内多処理分区公共下水道工事					
工 事 場 所	津市 安濃町内多 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 73m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 2箇所 ます設置工 4箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年10月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】安濃	【格付】C・B・A2・A1		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前9時40分		津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	8,610,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和4年度水工第13号 住吉町ほか2町地内配水管布設工事					
工 事 場 所	津市 住吉町ほか2町 地内					
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ 200mm 159.8m 配水管布設工 DIP φ 100mm 0.4m 配水管布設工 DIP φ 75mm 9.1m 配水管布設工 PP φ 50mm 9.7m 仕切弁設置工 φ 200mm～φ 50mm 6箇所	消火栓設置工 単口地下式 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ 200mm 1箇所 舗装本復旧工 1,093m ²				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月20日 まで					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A 1				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前9時55分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	54,410,000		円 (税抜き)			
最 低 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和4年度水工第14号 相生町及び中河原地内配水管布設工事					
工 事 場 所	津市 相生町及び中河原 地内					
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ 100mm 199.1m 補装本復旧工 1,870m ² 配水管布設工 DIP φ 75mm 103.6m 配水管布設工 PP φ 50mm 13.7m 仕切弁設置工 φ 100mm 15箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年12月12日 まで					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参 加 資 格 に 関 す る 項 目	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A2・A1		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前10時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	37,500,000		円 (税抜き)			
最 低 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和4年度水工第11号 公共下水道事業に伴う新家町地内配水管移設工事					
工 事 場 所	津市 新家町 地内					
工 事 概 要	配水管布設工 DIP ϕ 100mm 51.2m 配水管布設工 PP ϕ 50mm 242.7m 仕切弁設置工 ϕ 100mm～ ϕ 50mm 3箇所 不斷水仕切弁設置工 ϕ 100mm 1箇所					
工 期	契約締結の日から 令和4年11月11日 まで					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地域・格付要件	【プロック】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A2・A1		
		【プロック】久居・一志	【地区】一志・美杉	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年6月30日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和4年7月11日 必着				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開札日時及び場所	令和4年7月14日 午前10時35分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	18,160,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
その他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 • 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	下水道施設課		
工 事 名	令和3年度下施公補第1号 津北部第7処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事					
工 事 場 所	津市 一身田豊野 地内					
工 事 概 要	マンホールポンプ設置工事 一式 水中ポンプ 口径80mm 出力3.7kw 2台					
工 期	契約締結の日から 令和5年3月14日 まで					
発注業種	機械器具設置					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された口径65mm以上の汚水ポンプの製作又は据付工事				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前10時50分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	14,555,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公團、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	水道施設課		
工 事 名	令和4年度水施第2-2号 三雲浄水場排水井1号電動仕切弁等修繕					
工 事 場 所	松阪市甚目町 地内					
工 事 概 要	電動仕切弁等修繕 一式 電動仕切弁(Φ150mm×0.4kW) 1台					
工 期	契約締結の日から 令和5年2月20日 まで					
発注業種	機械器具設置					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上水道施設等のポンプ(口径100mm以上)の製作又は据 付工事				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前11時05分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	7,255,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公團、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		工 事 担 当 課	水道施設課		
工 事 名	令和4年度水施第2-3号 南が丘配水池水位計取替修繕					
工 事 場 所	津市 南が丘三丁目及び南が丘四丁目		地内			
工 事 概 要	水位計(差圧伝送器) 測定範囲0~15m 信号出力DC4~20mA 1台					
工 期	契約締結の日から 令和5年2月13日 まで					
発注業種	電気					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
		【フロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の計装設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が130万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前11時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	1,391,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 					
	※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					
	※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		業 務 担 当 課	安芸事業所				
業 務 名	令和4年度水安水施第1-2号 河辺第3配水池耐震補強設計業務委託							
業 務 場 所	津市 河辺町 地内							
業 務 概 要	耐震補強設計業務 一式							
期 間	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで							
発注業種	土木関係コンサルタント							
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部 門	上水道及び工業用水道			
	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店又は市内支店等						
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること					
		市内支店等	営業収入金額を有し、5千万円未満であること					
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 上水道施設(配水池又は浄水場等)における耐震診断業務又は耐震補強設計業務						
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)					
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者					
	その他の要件							
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで						
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」						
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで						
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214						
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)						
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答						
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819						
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)						
	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課						
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前11時35分 津市上下水道庁舎2階 入札室							
予 定 價 格	5,880,000		円 (税抜き)					
最 低 制 限 價 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリングス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は津市公契約条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 							

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月27日		業 務 担 当 課	安芸事業所				
業 務 名	令和4年度水安水施第1-1号 芸濃南山配水池ほか2配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託							
業 務 場 所	津市 芸濃町雲林院ほか2町 地内							
業 務 概 要	地質調査 機械ボーリング 3箇所							
期 間	契約締結の日から 令和4年11月11日 まで							
発 注 業 種	地質調査							
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査	部門	地質調査			
	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店						
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること					
	同種業務 実績要件							
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（津市発注業務における専任配置）					
設計図書 の 閲 覧	その他の要件							
	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで						
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」						
	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年7月11日 まで						
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214						
	提 出 期 限	令和4年6月30日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）						
	回 答 日	令和4年7月6日 ホームページにて回答						
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819						
	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）						
入札方法等	提 出 期 限	令和4年7月11日 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課						
	開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年7月14日 午前11時50分 津市上下水道庁舎2階 入札室						
予 定 価 格	4,519,000		円 (税抜き)					
最 低 限 価 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	免 除							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。							

津市教育委員会告示第7号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月22日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和4年6月29日（水）午後3時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市指定有形文化財の指定について
- (2) 津市図書館協議会委員の委嘱について

津市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和4年津市選挙管理委員会告示第29号は廃止する。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 527人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37, 721人 |
| 3 | 3分の1の数 | 75, 442人 |

津市選挙管理委員会告示第33号

令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第1投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側
第1投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側
第1投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側
第1投票区	津市丸之内27	お城公園西側
第1投票区	津市南丸之内5	三番町公園東側
第2投票区	津市北丸之内5-2	塔世公園東側
第2投票区	津市中央8	東検校公園西側
第2投票区	津市中央8-8	中央保育園東側
第2投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側
第2投票区	津市丸之内養正町5	玉置町公園東側
第3投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側
第3投票区	津市愛宕町158	愛宕町公園東側
第3投票区	津市相生町192	さくら湯南側
第3投票区	津市愛宕町226-2	清原公園南側
第3投票区	津市相生町5	津市相生町公園南側
第4投票区	津市海岸町10	なぎさまち第二駐車場北側
第4投票区	津市住吉町1-10	津市環境公社向かい側 ガードパイプ
第4投票区	津市末広町24	海浜公園西側
第4投票区	津市末広町24	海浜公園東側
第4投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側
第5投票区	津市大門31	観音公園北側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第5投票区	津市寿町9-23	(有)津生花市場北側
第5投票区	津市寿町14	乙部公園南側
第5投票区	津市港町1	贊崎児童遊び場西側
第5投票区	津市乙部14	寺町公園南側
第6投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側
第6投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地P2南側
第6投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側
第6投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター跡地南側
第6投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側
第7投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側
第7投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側
第7投票区	津市柳山津興	市道柳山第26号線水路沿いフェンス
第7投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側
第7投票区	津市柳山津興369-13	川喜田様所有地東側
第8投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター駐車場西側
第8投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側
第8投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側
第8投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅1号館南西側
第8投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側
第9投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側
第9投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第9投票区	津市南中央3	古道公園北側
第9投票区	津市藤方	津八幡宮西側道路敷
第10投票区	津市半田2439-6	高松山団地南公園北側
第10投票区	津市半田1396-1	高松スポーツ公園東側
第10投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側
第10投票区	津市半田2226-204	高松山団地北公園南側
第10投票区	津市半田1128-105	半田笠取児童遊び場
第11投票区	津市本町33-1	津球場公園西側
第11投票区	津市修成町16-1	三重刑務所南側
第11投票区	津市幸町2	岩田公園西側
第11投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側
第11投票区	津市南中央3	古道公園北側
第11投票区	津市本町33-1	津球場公園南側
第11投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側
第12投票区	津市神戸154-51	グリーンハイツ1号公園
第12投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側
第12投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側
第12投票区	津市川添町6	一本橋住宅児童遊び場北側
第13投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側
第13投票区	津市新町三丁目4-20	新町会館西側
第13投票区	津市南河路364-2付近	南河路第2号線沿い

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第13投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側
第14投票区	津市東古河町11	駐車場 (原田土地開発 様 管理)
第14投票区	津市東古河町4	古河公園北側
第14投票区	津市西丸之内12	一之坪 (一之田) 公園東側
第14投票区	津市東古河町4	古河公園南側
第15投票区	津市観音寺町604-299	津公園団地東児童遊び場
第15投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側
第15投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎 駐車場 北側
第15投票区	津市観音寺町604-264	津公園団地北児童遊び場
第16投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園 南側
第16投票区	津市栄町一丁目857番地1付近	安濃川親水公園 西側
第16投票区	津市栄町一丁目956	県庁前公園 南側
第16投票区	津市羽所町574	羽所公園 西側
第17投票区	津市桜橋一丁目707	桜橋公園 西側
第17投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校 西側
第17投票区	津市島崎町272	島崎町公園
第17投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側
第17投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角
第18投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園 東側
第18投票区	津市栄町四丁目24-1	津駅前公園
第18投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園 北側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第18投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側
第19投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側
第19投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側
第19投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側
第19投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館 西側
第19投票区	津市渋見町770-141	つつじが丘会館 南側
第19投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池 南側
第20投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高校東側
第20投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園 東側
第20投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園 南側
第20投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園 北側
第20投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前
第21投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側
第21投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地 4号棟 西側
第21投票区	津市上浜町三丁目	江戸橋西側 歩道
第21投票区	津市上浜町五丁目69-43	上浜北公園 北側
第21投票区	津市上浜町五丁目	上浜町五丁目 空き地
第22投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側
第22投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前
第22投票区	津市江戸橋一丁目125付近	日本調剤三重大前薬局前
第22投票区	津市桜橋三丁目446-34	三重県津庁舎 北側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第22投票区	津市桜橋二丁目59-2	県営住宅江戸橋団地P R 3棟前 (ガードパイプ)
第23投票区	津市雲出島貫町487-4	雲出市民館第二駐車場北側
第23投票区	津市雲出本郷町1525-2	雲出市民センター附帯施設広場西側
第23投票区	津市雲出本郷町1165	雲出保育園西側
第23投票区	津市雲出長常町1026-38	市営住宅雲出二号館南側
第23投票区	津市雲出伊倉津町1012-3	伊倉津町自治会ちびっこ広場東側
第23投票区	津市雲出長常町677付近	訪問介護なかよし東側空き地
第24投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地
第24投票区	津市城山三丁目10-7	西城山公園南側
第24投票区	津市城山二丁目9-17	東城山公園西側
第24投票区	津市城山一丁目12-2	三重県こころの医療センター北側
第24投票区	津市城山一丁目16-40	スギ薬局城山店西側フェンス
第25投票区	津市高茶屋四丁目14-9	里の上住宅児童遊び場西側
第25投票区	津市高茶屋二丁目24-12	桜茶屋児童遊び場南側
第25投票区	津市高茶屋三丁目20-9	南郊児童遊び場東側
第25投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側
第25投票区	津市高茶屋一丁目34-17	ヒューマンタウン児童遊び場 北側
第26投票区	津市高茶屋五丁目3-54	高茶屋公園東側
第26投票区	津市高茶屋五丁目4000-2	三重県工業研究所
第26投票区	津市高茶屋小森町1707-293	小森向山公園東側
第27投票区	津市高茶屋小森町1623-50	中山南公園内西側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第27投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側
第27投票区	津市高茶屋一丁目3-55	小森中公園東側
第28投票区	津市藤方501-65	藤方東公園内西側
第28投票区	津市藤方2083-7	藤水団地児童遊び場東側
第28投票区	津市藤方297-1	藤方公園北側
第28投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園
第28投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所西側
第29投票区	津市半田	青谷第一集会所前
第29投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前
第29投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側
第29投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側
第29投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側
第30投票区	津市南が丘二丁目10	南が丘調整池北側
第30投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側
第30投票区	津市南が丘四丁目18	南が丘シイノキ公園西側
第30投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側
第30投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側
第31投票区	津市緑が丘一丁目4-20	緑が丘どんぐり公園南側
第31投票区	津市緑が丘二丁目4-3	緑が丘サンベール公園南側
第31投票区	津市神戸1893	ゼニヤマ公園南側
第31投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第31投票区	津市神戸1248付近	下神戸バス停前（県道657号家所阿漕停車場線沿い）
第32投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園東側
第32投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前
第32投票区	津市殿村439-4付近	泉橋北西側（県道657号家所阿漕停車場線沿い）
第32投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側
第32投票区	津市野田1287	黒川宅北側・野田バス停東側（県道55号久居河芸線沿い）
第33投票区	津市片田志袋町300-72付近	片田志袋団地 志袋公園東側
第33投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側
第33投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い
第33投票区	津市片田新町19-3付近	片田新町二丁目バス停横
第33投票区	津市片田新町67	片田団地1号公園（片田団地中央公園）南側
第33投票区	津市片田町391	谷口宅北側
第34投票区	津市小舟1181-83	殿舟団地集会所北側
第34投票区	津市小舟556-238	殿舟団地第2公園東側
第34投票区	津市分部3275	J A津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側
第34投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第1公園南側
第34投票区	津市殿村 1490	殿村集荷場前
第35投票区	津市納所町245	安東小学校北側
第35投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横
第35投票区	津市河辺町 2690-5	（株）山幸建設駐車場東側
第35投票区	津市安東町1325付近	県道42号（株）ホンダオート三重津インター店西

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第35投票区	津市一色町 257	津市中消防署西分署西側
第36投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏
第36投票区	津市河辺町 3569-1	緑の街もちのきパーク南側
第36投票区	津市長岡町3059-1	緑の街中央公園
第36投票区	津市河辺町 3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側
第37投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側
第37投票区	津市一身田上津部田	三重県総合文化センターC 9駐車場フェンス
第37投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側
第37投票区	津市一身田大古曾	一身田中野大古曾第1号線 伊勢鉄道高架下南側道路用地
第37投票区	津市一身田大古曾805-1	一身田小学校南側
第38投票区	津市一身田町163-2	一身田東公園西側
第38投票区	津市一身田町333	岩崎病院 南側植栽
第38投票区	津市一身田平野374	平野公園
第38投票区	津市一身田平野767-3	志登茂園団地南公園東側
第38投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側
第39投票区	津市一身田豊野195	高田短期大学北駐車場
第39投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野団地汚水処理場南の公園 南側
第39投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側
第39投票区	津市一身田豊野1406-755	豊野ふれあい公園西側
第39投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側
第40投票区	津市栗真町屋町	栗真中山白塚町線水路沿い ガードレール

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第40投票区	津市栗真町屋町	町屋グランドゴルフ場向かいガードレール
第40投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋宅西側
第40投票区	津市栗真町屋町	三重大学北西駐車場 北側フェンス
第40投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス
第41投票区	津市栗真中山町816-2	北消防署 北側フェンス
第41投票区	津市栗真中山町452付近	栗真小学校北側市道
第41投票区	津市栗真小川町	林宅南側 市道沿いガードパイプ
第41投票区	津市栗真小川町276-3	逆川バス停前南
第41投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側
第42投票区	津市白塚町	新川南側
第42投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場
第42投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側
第42投票区	津市白塚町5419-1	(株) 彦善冷蔵西 堤防上
第43投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側
第43投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側
第43投票区	津市白塚町2562	月極駐車場北側
第43投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側
第44投票区	津市白塚町58-3	市営白塚団地 2号館西側空き地
第44投票区	津市白塚町1-148付近	逆川排水路西側
第44投票区	津市白塚町36-2付近	逆川排水路東側
第44投票区	津市白塚町31-25付近	白塚団地一号公園南側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第44投票区	津市白塚町322-1付近	逆川排水路東側
第45投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側
第45投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口
第45投票区	津市あのつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのつピア南側
第45投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側
第45投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側
第45投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄宅西側
第45投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近
第46投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側
第46投票区	津市高野尾町1902-8	赤塚重一宅北側の畠
第46投票区	津市高野尾町	里中橋東側
第46投票区	津市高野尾町1431-1	中町俱楽部東側
第46投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第1号線北側
第47投票区	津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側
第47投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側
第47投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側
第47投票区	津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側
第47投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側
第48投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側 (地区公園内)
第48投票区	津市河芸町中別保126-1	ザ・ビッグエクストラ津河芸店南側 (河芸郵便局前)
第48投票区	津市河芸町中別保3209-3	中別保消防車庫前自治会所有駐車場

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第49投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地
第49投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門南側
第49投票区	津市河芸町一色2595-1	西井精麦駐車場西側
第49投票区	津市河芸町影重1190	ブリュワリーホーシュ駐車場東側
第49投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側
第50投票区	津市河芸町上野776	上野小学校正門北側
第50投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側
第50投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側
第50投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側
第50投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路
第50投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前
第50投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点西側雑種地
第50投票区	津市河芸町上野3825-1	北消防署旧河芸分署入口北
第51投票区	津市河芸町東千里 759	尾前神社入口
第51投票区	津市河芸町東千里42-3	スーパーサンシ北
第51投票区	津市河芸町東千里 839	カワゲファッショ前
第51投票区	津市河芸町上野24	後藤輝人宅西側
第52投票区	津市河芸町西千里1621-1	鈴木板金前 (県道上野鈴鹿線沿い)
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第6公園西側
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り環境施設帶 (千里ヶ丘公民館前)
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘56-3	河芸町千里ヶ丘第2公園北側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第52投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	市道久知野郡山線沿い緑地帯 せせらぎ公園北西の交差点（杜の街販売センター向い）
第52投票区	津市河芸町杜の街三丁目9-3	杜の街ひだまり公園入口
第52投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	杜の街くすのきの丘集会所より市道久知野郡山線を挟んで南西の緑地帯
第53投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前
第53投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）
第53投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側（黒田小学校学習田）
第53投票区	津市河芸町赤部693	赤部南三差路（市道敷）
第53投票区	津市河芸町浜田168-6	浜田集落センター南側
第53投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前
第54投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二宅南側
第54投票区	津市河芸町南黒田 409-4	観音寺西側
第55投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側
第55投票区	津市河芸町三行 1148-5	三行水源地東側
第56投票区	津市芸濃町椋本413	椋本運送付近 横山池南西堰堤
第56投票区	津市芸濃町椋本6824	津市芸濃総合文化センター北側
第56投票区	津市芸濃町椋本635	旧（株）成光電器東側
第56投票区	津市芸濃町椋本892-113	椋本団地公園東南角
第56投票区	津市芸濃町椋本6141-1	芸濃総合支所
第56投票区	津市芸濃町椋本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い
第56投票区	津市芸濃町椋本	津市芸濃町椋本岩原公民館付近ごみ集積場西
第57投票区	津市芸濃町椋本5838	横山池北側ガードレール

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第57投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畠代東線農排中継ポンプ付近
第57投票区	津市芸濃町林1832-2	市道椋本林殿町線沿い
第57投票区	津市芸濃町林	川原公民館東側
第57投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線
第57投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近
第57投票区	津市芸濃町椋本5507	市道椋本林殿町線三ツ谷池東側
第58投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側
第58投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線三重交通フリー多門橋バス停付近
第58投票区	津市芸濃町北神山305	旧安西雲林院幼稚園西側
第58投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側
第58投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線三重交通岡本バス停付近歩道
第59投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館
第59投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近
第59投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地
第59投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い
第60投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏宅前
第60投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前駐車場市有地
第61投票区	津市美里町平木520番地1の先	平木地区入口
第61投票区	津市美里町北長野1574-3	内田ヒナ子宅 東側の畠
第61投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳宅前
第61投票区	津市美里町桂畠373-1	桂畠文化センター前

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第61投票区	津市美里町南長野533	南長野生活改善センター 北側フェンス
第62投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野 北側フェンス
第62投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前
第62投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地
第62投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側
第63投票区	津市美里町家所2112-1	旧辰水小学校下駐車場
第63投票区	津市美里町家所8-3	長谷山ハイツ入口
第63投票区	津市美里町穴倉3425	穴倉 久保・坂の上ゴミ集積場所東側
第63投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口 (県道亀山白山線沿い)
第63投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線コミュニティバス野田東バス停東側
第63投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側
第64投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線 藤谷卓幹宅北側
第64投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線 紀平正則宅西側
第64投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線 平尾農作業管理休養施設東側
第64投票区	津市安濃町安部517	市道 安川石秋宅南側
第64投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館
第64投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫宅南側
第64投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ (学童保育所さくらんぼクラブ) 東側
第65投票区	津市安濃町川西276	市道 真柄義則宅北側
第65投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曾根線 宮田正男宅西側
第65投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神線 (株)増井総建作業所南側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第65投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館
第65投票区	津市安濃町妙法寺93	市道 三島崇宅北側
第65投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷 大市神社東
第65投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道 中上雅嗣宅北側
第65投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道 落合秀明宅 (川西607-22) 西側
第66投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道東側 (NTT電柱 第二内多幹28前)
第66投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道 内多区公民館南側
第66投票区	津市安濃町太田2040	市道敷 (内多・清水線) 浅生恭雄宅北側
第66投票区	津市安濃町清水1221	萩原君代氏所有畠
第66投票区	津市安濃町曾根1158	曾根農村公園南側
第66投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園 (清水ヶ丘第一児童公園) 西側
第66投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮宅前
第66投票区	津市安濃町曾根807-14	市道安濃保育園西側
第67投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線 野口公民館北側
第67投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側
第67投票区	津市安濃町大塚502-4	市道 村主茂宅南側
第67投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線 ハートフル公園西側
第67投票区	津市安濃町栗加410-2	県道草生窪田津線 明合小学校東側
第67投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道 東観中学校東側
第67投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曾根線歩道 岡副全成宅南側
第68投票区	津市久居東鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第68投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側
第68投票区	津市久居寺町1264	後藤正和宅前
第68投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側
第69投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス
第69投票区	津市久居万町720	万町公園東側
第69投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側
第69投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス
第69投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第1分団詰所駐車場北側
第70投票区	津市久居新町737	成美小学校北側
第70投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス
第70投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東側（久居駅西側ロータリー北）
第70投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設東側
第71投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側
第71投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側
第71投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舎久居東住宅1号棟南側フェンス
第71投票区	津市久居野村町329-22	久居第2団地防火水槽
第71投票区	津市久居野村町582-11	野村駒屋公園北側
第72投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側
第72投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄宅前植樹帶
第72投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地
第72投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第72投票区	津市久居小野辺町1344-1	稻葉一所有農地北側
第73投票区	津市久居北口町521-3	北口北公園西側
第73投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南側
第73投票区	津市久居烏木町403-3	竹内敬一宅西側
第73投票区	津市久居中町317-1	藤田正昭宅 北側農地
第73投票区	津市久居新町625-18	ハーモネート公園
第74投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園 園舎西側
第74投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターナード 店西側市道
第74投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義宅東側農地
第74投票区	津市久居明神町1397-55	永谷桂子所有農地南東道路側
第74投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地
第75投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至宅前
第75投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側
第75投票区	津市久居元町2506	東出中央公園
第75投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一宅東側ガードレール
第75投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側
第76投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側
第76投票区	津市須ヶ瀬町 111-3	木崎清所有農地
第76投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防
第77投票区	津市木造町 1399	近藤義弘宅前
第77投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第77投票区	津市木造町2380-1	福井氏所有雑種地
第77投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側
第78投票区	津市新家町 1643-1	飯田勝様所有竹林
第78投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地
第78投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前
第78投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地
第79投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前
第79投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側
第79投票区	津市牧町360-1	青木きみ子様所有地
第79投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール
第79投票区	津市牧町317-1	青木アパート前フェンス
第79投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側 緑の風公園北側
第80投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園 西側
第80投票区	津市戸木町7030-1	市営桃里団地 市道北側ガードフェンス
第80投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道
第80投票区	津市戸木町5439-7付近	三重交通「羽野」バス停付近
第80投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畠
第81投票区	津市庄田町1908-12	すみれ公園南西側
第81投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側
第81投票区	津市庄田町2491-2	庄田町中出屋集会所北側
第81投票区	津市庄田町2145-3	県道平生・庄田線沿 森克彦所有農地

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第81投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畠
第82投票区	津市森町1490-1	小林一美所有農地
第82投票区	津市森町270	栗葉小学校 北東側
第82投票区	津市森町92-2	箕田竜雄所有農地
第82投票区	津市森町1633-8	中京銀行久居倉庫西側 歩道内植込
第83投票区	津市大鳥町178-1	稻垣正晴所有農地
第83投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側
第83投票区	津市中村町地内	中村町ごみ集積所 (中村町公会所向側) 西
第83投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側
第83投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義宅東側ガードパイプ
第84投票区	津市稻葉町530-1	下稻葉公会所南向い 池村通子所有農地
第84投票区	津市稻葉町715付近	県道上稻葉羽野線 稲葉行好宅東側ガードレール
第84投票区	津市久居緑が丘町 1 丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場西側
第84投票区	津市稻葉町4777	県道上稻葉羽野線 稲葉公民館前道路北側法面
第84投票区	津市稻葉町240付近	前田 昌英宅南側ガードレール
第85投票区	津市稻葉町 2621-4付近	県道亀山白山線 山路幹男様宅西 道路北側法面
第85投票区	津市稻葉町2766-1	上稻葉ふれあい会館前 岡秀樹 所有農地
第85投票区	津市稻葉町2524	西川原橋付近 (美里ホームランド)
第85投票区	津市稻葉町2799	中島久様所有地
第86投票区	津市榎原町15929	県道・亀山白山線 三重交通「榎原療養所前」 バス停 南側付近 脇田久所有農地
第86投票区	津市榎原町6046-3 付近	県道・亀山白山線 「湯の瀬橋」南側ガードパイプ

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第86投票区	津市榎原町5104	榎原農民研修所前
第86投票区	津市榎原町4964-3	県道亀山・白山線 道路法面
第87投票区	津市榎原町7280-1	下村地区共有地 東側
第87投票区	津市榎原町7011-5	市道庄田榎原線 圓淨寺専用駐車場付近
第87投票区	津市榎原町8132-2	県道平生庄田線 (三重交通「並松橋」バス停付近)
第87投票区	津市榎原町8161-2	下村教育集会所前 (県道平生庄田線)
第88投票区	津市榎原町4696-1	寺野垣内集会所南側フェンス
第88投票区	津市榎原町 16538	中ノ山地区共有地南側
第88投票区	津市榎原町2882-3	三重交通「笠取山口」バス停東側ガードレール
第88投票区	津市榎原町17059	一の坂集会所近く 谷酒店東ゲートボール場 向かい
第88投票区	津市榎原町14820-2付近	県道・亀山白山線 (平松清宅西側ガードレール)
第88投票区	津市榎原町4414-1	一之坂集会所敷地内
第89投票区	津市榎原町10020-1	落合小遊園地西側
第89投票区	津市榎原町10615付近	市道谷柳線 海泉寺付近
第89投票区	津市榎原町10844付近	吉田三郎宅北側市道ガードレール
第89投票区	津市榎原町10295-1	榎原上教育集会所
第90投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場南側
第90投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所北側
第90投票区	津市香良洲町2161-1	サンデルタ香良洲の西側 (パーゴルフ場)
第90投票区	津市香良洲町5756	小野 親友宅 西側
第90投票区	津市香良洲町950	松島すま子宅東側の畠

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第91投票区	津市香良洲町5536-22	マックスバリュ香良洲店北側空き地
第91投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面
第91投票区	津市香良洲町789-2	三重交通バス川原停留所北側
第91投票区	津市香良洲町116-20	前田正人宅東側
第91投票区	津市香良洲町294	高橋良雄宅空き地南側
第92投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側
第92投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畠線(井生公会所南側)
第92投票区	津市一志町井生	市道井生線(ごみ集積所西側)
第92投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート
第93投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側
第93投票区	津市一志町大仰313-1	市道くらぼね線(大井駐在所西側)
第93投票区	津市一志町大仰	市道石橋村出線(村出集会所西側)
第93投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所
第93投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側
第94投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前
第94投票区	津市一志町井関755	田邊保徳宅前
第94投票区	津市一志町井関369	田中新策宅前
第94投票区	津市一志町井関	県道一志美杉線(JR名松線井関駅から200m西)
第95投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場
第95投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前
第95投票区	津市一志町波瀬	市道下ノ世古川原出線(尾崎橋バス停東側)

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第95投票区	津市一志町波瀬4322	小畠宅前
第95投票区	津市一志町波瀬4332-2先	波瀬出張所横参道
第95投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田 洋宅前
第95投票区	津市一志町波瀬5263先	市道 (若柳86号線)
第95投票区	津市一志町波瀬2178-1	腰山商店プロパン置場
第95投票区	津市一志町波瀬	市道川原出野口線 (平山宅南側)
第96投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線 (井ノ口公園手前)
第96投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線 (出丸宅南側)
第96投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館
第96投票区	津市一志町波瀬 (室の口)	市道室ノ口97号線 (福専寺前)
第97投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄宅前
第97投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側
第97投票区	津市一志町八太 1008-1	津市コミュニティプラザ川合北側
第97投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側
第97投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側
第97投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側
第98投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側
第98投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側
第98投票区	津市一志町其村 (其村団地)	市道其村175号線 (其村団地入り口)
第98投票区	津市一志町其村	市道其村線 (滝鼻宅東側)
第99投票区	津市一志町高野1450	一志こども園

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第99投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側
第99投票区	津市一志町高野	市道高野31号線（辻村宅東側）
第99投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰
第100投票区	津市一志町田尻	県道久居美杉線（田尻消防車庫北側）
第100投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志序舎南側
第100投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線
第100投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側
第100投票区	津市一志町八太1640	佐野 みち子宅南側
第100投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線
第101投票区	津市一志町高野	市道高野団地線（高野団地東バス停）
第101投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前
第101投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グランド西側
第101投票区	津市一志町高野160-493	高野団地 5公園南側
第101投票区	津市一志町高野160-434	高野団地 6公園北側
第102投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野宅前）
第102投票区	津市一志町小山	市道小山177号線（コスモスクリニック北側）
第102投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側
第102投票区	津市一志町小山（みのりヶ丘団地）	市道小山105号線
第103投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側
第104投票区	津市白山町福田山589付近	県道松阪青山線道路沿
第104投票区	津市白山町城立305	津市元取公民館敷地内

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第105投票区	津市白山町南家城935	岸本宅敷地
第105投票区	津市白山町藤310付近	藤交差点南空き地
第105投票区	津市白山町南家城190-2東側	藤井義秀宅北空き地
第105投票区	津市白山町北家城 448-1南	北家城ごみ集積所北側
第105投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高等学校北側
第105投票区	津市白山町二俣348-1南側	二俣健康のひろ場北側
第106投票区	津市白山町川口1991	津市立川口小学校南側
第106投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館南側
第106投票区	津市白山町川口892	白山庁舎南側
第106投票区	津市白山町川口2708-3南側	杉ヶ瀬ごみ集積所北側
第106投票区	津市白山町川口8100	津市白山川口ゲートボール場南側
第106投票区	津市白山町川口3424近く	県道二本木御衣田線 新広瀬橋 南側（茅刈公民館 道路隔てて西側）
第107投票区	津市白山町二本木 1001-723東側	白山台団地グリーンロード側入口付近空き地
第107投票区	津市白山町二本木775付近	国道165号線沿い
第107投票区	津市白山町二本木403南側	沖広俱楽部南側空き地
第107投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協旧大三支店南側
第107投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュ駐車場東側
第107投票区	津市白山町二本木3507-7西側	イセゴム工業（株）西側空き地
第108投票区	津市白山町三ヶ野 1144南側	上広集会所前・防火水槽東側
第108投票区	津市白山町三ヶ野2776-1南側	津市三ヶ野集会所南側空き地
第109投票区	津市白山町佐田176北側	口佐田集会所前・防火水槽東

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第109投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側
第109投票区	津市白山町南出316西側	南出俱楽部北側空き地
第109投票区	津市白山町佐田1398-2南西側	県道亀山白山線東側沿い畠
第109投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榎原中央公園東側
第109投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義宅北空き地
第110投票区	津市白山町八対野 994-1南側	津市白山ゲートボール場東側
第110投票区	津市白山町八対野92-2地先	津市八対野教育文化会館北側の公園の北側
第110投票区	津市白山町稻垣253-2西側	稻垣公民館西側
第110投票区	津市白山町古市715東側	津市白山運動場第2駐車場西側
第110投票区	津市白山町山田野928北側	山田野大山児童公園北側
第110投票区	津市白山町山田野2949-3東側	津市山田野下集会所前
第111投票区	津市美杉町竹原379	県道久居美杉線沿い(持経公民館北側)
第111投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い(中野公民館)
第111投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側
第111投票区	津市美杉町竹原2633-2	県道久居美杉線沿い(コミュニティバス 中原バス停西へ200m付近)
第111投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い(美杉消防第1分団第4部格納庫北側 山本建設資材置場)
第111投票区	津市美杉町八手俣979-4	県道松阪青山線沿い(コミュニティバス 寺広バス停北西方向へ300m付近)
第112投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い(コミュニティバス 大野バス停東側)
第112投票区	津市美杉町八知1349	県道久居美杉線沿い(県道青山美杉線交差点北側)
第112投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側
第112投票区	津市美杉町八知4575-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第112投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス比津バス停東側）
第112投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い（老ヶ野第3公民館北側）
第113投票区	津市津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（県境より名張方面へ300m先、西側にひよこの家）
第113投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目的集会所西側）
第113投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道368号沿い（東西橋南側）
第114投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道368号沿い（株広山建設資材置場）
第114投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い
第114投票区	津市美杉町太郎生4774	国道368号沿い（飯垣内橋 北へ50m付近）
第115投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い（コミュニティバス停「逢坂」南側）
第115投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道368号沿い 旧下垣内東集会所
第115投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側
第115投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道368号沿い（三重交通上払戸バス停対面側）
第115投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い
第116投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス停「波籠」北側）
第116投票区	津市美杉町奥津	国道368号沿い（美杉小学校南側）
第116投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線（八幡地域住民センター西側）
第116投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い
第117投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い
第117投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場（しゃくなげ会館西側広場）
第118投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場
第118投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道422号沿い（小林宅東側）

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和4年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第119投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い（三木屋跡敷地）
第119投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド（多気地域住民センター西側）
第119投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い（株前田組敷地）
第119投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い（小田内科東側）
第119投票区	津市美杉町下多気	市道西向院前世古横線沿い（美杉消防団第6分団第1部格納庫南側）
第119投票区	津市美杉町下多気	市道佐田漆中ノ世古線（漆集会所西側）
第120投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い（三浪弘子宅西側）
第120投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い（大清建設資材置場）
第120投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前
第120投票区	津市美杉町下之川2040	県道松阪青山線沿い（旧(株)エーコープいちしみすぎ下之川店）
第120投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い

津市選挙管理委員会告示第34号

令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大 会議室C	令和4年6月23日から同 年7月8日まで	第1投票区～第120 投票区
津市河芸庁舎1階 防災研修室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市芸濃庁舎2階 中会議室3・4	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市美里庁舎1階 会議室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市安濃庁舎2階 会議室2・3	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市久居庁舎1階 1A会議室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市香良洲公民館 1階住民活動室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市一志庁舎1階 住民活動室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市白山庁舎2階 203会議室	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市美杉総合文化 センター1階会議 室1・2	令和4年6月23日から同 年7月9日まで	第1投票区～第120 投票区

イオンモール津南 3階イオンホール	令和4年7月6日から同月 9日まで	第1投票区～第120 投票区
津市本庁舎1階口 ビー	令和4年7月9日	第1投票区～第120 投票区

津市選挙管理委員会告示第35号

令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の3の規定により告示する。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- 1 不在者投票の時間
午前10時から午後8時まで
- 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所
イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第36号

令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人にかかる不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる在外選挙人が登載されている在外選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大会議室C	令和4年6月23日から同年7月8日まで	津市第1在外選挙投票区
津市本庁舎1階ロビー	令和4年7月9日	津市第1在外選挙投票区

津市選挙管理委員会告示第37号

令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和4年6月21日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 くじを行う日時 | 令和4年6月22日 午後5時30分 |
| 2 くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |

津市選挙管理委員会告示第38号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定による読み替え後の同法第41条第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月8日まで	津市本庁舎8階大会議室C	第1～第120投票区
第2期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市河芸庁舎1階防災研修室	第1～第120投票区
第3期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市芸濃庁舎2階中会議室3・4	第1～第120投票区
第4期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市美里庁舎1階会議室	第1～第120投票区
第5期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市安濃庁舎2階会議室2・3	第1～第120投票区
第6期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市久居庁舎1階1A会議室	第1～第120投票区

第7期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市香良洲公民館 1階住民活動室	第1～第120投票区
第8期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市一志庁舎 1階住民活動室	第1～第120投票区
第9期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市白山庁舎 2階203会議室	第1～第120投票区
第10期日前投票所	令和4年6月23日から同年7月9日まで	津市美杉総合文化センター 1階会議室1・2	第1～第120投票区
第11期日前投票所	令和4年7月6日から同月9日まで	イオンモール津南 3階イオンホール	第1～第120投票区
第12期日前投票所	令和4年7月9日	津市本庁舎 1階ロビー	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第39号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定による読み替え後の第40条第2項の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第11期日前投票所	イオンモール津南3階イオンホール	午前10時	午後8時

津市選挙管理委員会告示第40号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	森田 泰紹	津市	片岡 政志
6月24日	津市	須山 美智子	津市	深堀 巧
6月25日	津市	佐脇 吉直	津市	片岡 政志
6月26日	津市	木下 一大	津市	新良 祐里香
6月27日	津市	佐脇 吉直	津市	川出 瑞貴
6月28日	津市	炭谷 拓治	津市	堀田 知義
6月29日	津市	高尾 君子	津市	新良 祐里香
6月30日	津市	森田 泰紹	津市	福岡 捷太郎
7月1日	津市	炭谷 拓治	津市	片岡 政志
7月2日	津市	高尾 君子	津市	堀田 知義
7月3日	津市	木下 一大	津市	新良 祐里香
7月4日	津市	森田 泰紹	津市	福岡 捷太郎
7月5日	津市	佐脇 吉直	津市	小林 泰之
7月6日	津市	林 宗久	津市	深堀 巧
7月7日	津市	森田 泰紹	津市	深堀 巧
7月8日	津市	炭谷 拓治	津市	堀田 知義

第2期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	河戸 一	津市	岸江 典子
6月24日	津市	岡 正久	津市	織田 勝弘
6月25日	津市	鈴木 捷功	四日市市	樽井 裕信
6月26日	津市	倉田 和実	津市	太田 幸弘
6月27日	津市	吉田 道明	津市	松下 貴史
6月28日	津市	長井 三喜夫	津市	山脇 由佳
6月29日	津市	河戸 一	津市	笠井 洋幸
6月30日	津市	鈴木 捷功	津市	吉市 和久
7月1日	津市	吉田 道明	津市	後藤 弘一
7月2日	津市	河戸 一	津市	松下 貴史
7月3日	津市	倉田 和実	津市	吉市 和久
7月4日	津市	河戸 一	津市	吉市 和久
7月5日	津市	岡 正久	津市	織田 勝弘
7月6日	津市	長井 三喜夫	四日市市	樽井 裕信
7月7日	津市	吉田 道明	津市	太田 幸弘
7月8日	津市	岡 正久	津市	後藤 弘一
7月9日	津市	鈴木 捷功	津市	山脇 由佳

第3期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	駒田 勝巳	津市	堀田 祐治
6月24日	津市	藤谷 弘一	津市	今井 道子
6月25日	津市	高士 房伸	津市	中北 雄大
6月26日	津市	山川 洋子	津市	小林 孝弘
6月27日	津市	佐藤 恵子	津市	吉川 雅徳
6月28日	津市	駒田 勝巳	津市	長谷川 浩
6月29日	津市	加藤 文悟	津市	松谷 弘樹
6月30日	津市	藤谷 弘一	津市	倉田 真二
7月1日	津市	佐藤 恵子	津市	野島 隆則
7月2日	津市	高士 房伸	津市	中北 雄大
7月3日	津市	山川 洋子	津市	小林 孝弘
7月4日	津市	横山 和俊	津市	堀田 祐治
7月5日	津市	駒田 勝巳	津市	長谷川 浩
7月6日	津市	加藤 文悟	津市	野島 隆則
7月7日	津市	佐藤 恵子	津市	吉川 雅徳
7月8日	津市	藤谷 弘一	津市	松本 公伸
7月9日	津市	山川 洋子	津市	松谷 弘樹

第4期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	西川 一美	津市	谷口 竜二郎
6月24日	津市	淺井 秀志	津市	丹羽 敬二
6月25日	津市	服部 勝	津市	谷川 潤
6月26日	津市	森田 正美	津市	谷川 潤
6月27日	津市	榎本 周芳	津市	別所 英幸
6月28日	津市	細谷 演夫	津市	森 和佳子
6月29日	津市	中西 正博	津市	谷口 竜二郎
6月30日	津市	前川 稔彦	津市	小黒 誠仁
7月1日	津市	橋本 貞男	津市	丹羽 敬二
7月2日	津市	増井 昌紀	津市	谷川 潤
7月3日	津市	前川 稔彦	津市	森 和佳子
7月4日	津市	朝倉 敬博	津市	別所 英幸
7月5日	津市	今井 稔	津市	小黒 誠仁
7月6日	津市	寺坂 行雄	津市	丹羽 敬二
7月7日	津市	平井 龍治	津市	谷口 竜二郎
7月8日	津市	前田 幸三	津市	別所 英幸
7月9日	津市	増井 昌紀	津市	森 和佳子

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	横田 明人	津市	柿木 雅代
6月24日	津市	野田 喜男	津市	紀平 久樹
6月25日	津市	築原 了	鈴鹿市	駒田 元彦
6月26日	津市	安川 重郎	松阪市	加藤 晋也
6月27日	津市	紀平 道治	津市	小林 久晃
6月28日	津市	坂野 利男	津市	辻岡 龍志
6月29日	津市	築原 了	津市	梅本 水花
6月30日	津市	中林 貴雄	津市	横井 宏和
7月1日	津市	紀平 道治	津市	辻岡 龍志
7月2日	津市	東川 敏一	津市	濱口 淑子
7月3日	津市	平松 和直	津市	紀平 久樹
7月4日	津市	安川 重郎	津市	長谷川 美穂子
7月5日	津市	紀平 昌澄	松阪市	加藤 晋也
7月6日	津市	小宮 昭芳	津市	横井 宏和
7月7日	津市	築原 了	鈴鹿市	駒田 元彦
7月8日	津市	中林 貴雄	津市	内藤 義則
7月9日	津市	横田 明人	津市	若林 勤也

第6期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	中島 久	津市	田中 賢秀
6月24日	津市	鈴木 巧	津市	宮本 達也
6月25日	津市	上野 豊	津市	森 照味
6月26日	津市	辻 義則	津市	岸江 一浩
6月27日	津市	青木 好巳	松阪市	服部 晃久
6月28日	津市	山出 正己	津市	佐野 隆之
6月29日	津市	森本 勇	津市	前田 裕久
6月30日	津市	鈴木 巧	松阪市	大西 康裕
7月1日	津市	伊藤 文夫	津市	山川 隆宏
7月2日	津市	辻 義則	津市	藤巻 剛
7月3日	津市	鈴木 繁美	松阪市	水井 英人
7月4日	津市	辻 富美雄	松阪市	服部 晃久
7月5日	津市	中島 久	津市	田中 賢秀
7月6日	津市	辻 富美雄	津市	栗田 英俊
7月7日	津市	上野 豊	鈴鹿市	南部 幸子
7月8日	津市	藤田 順子	津市	前田 裕久
7月9日	津市	伊藤 文夫	津市	田中 賢秀

第7期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	奥田 満	津市	木佐貫 徹
6月24日	津市	後藤 千春	津市	福山 智収
6月25日	津市	前田 恵津子	津市	田邊 淳子
6月26日	津市	奥田 卓良	津市	小野 真裕
6月27日	津市	太田 正之	津市	黒川 凌平
6月28日	津市	奥田 満	津市	福山 智収
6月29日	津市	奥田 卓良	津市	木佐貫 徹
6月30日	津市	後藤 千春	津市	福山 智収
7月1日	津市	太田 正之	津市	野田 ゆかり
7月2日	津市	奥田 満	津市	森 康浩
7月3日	津市	前田 恵津子	津市	岩野 伸郎
7月4日	津市	奥田 卓良	津市	濱村 章史
7月5日	津市	後藤 千春	津市	黒川 凌平
7月6日	津市	太田 正之	津市	野田 ゆかり
7月7日	津市	奥田 満	津市	濱村 章史
7月8日	津市	後藤 千春	津市	福山 智収
7月9日	津市	前田 恵津子	津市	北浦 雅代

第8期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	田中 久志	津市	佐野 栄志
6月24日	津市	後藤 佳基	津市	伊藤 純子
6月25日	津市	田端 稔	松阪市	杉谷 義之
6月26日	津市	田中 久志	津市	坂部 菜月
6月27日	津市	松井 博保	津市	橋爪 秀典
6月28日	津市	後藤 佳基	津市	中村 京文
6月29日	津市	田端 稔	津市	坂部 菜月
6月30日	津市	田中 久志	津市	澤田 和也
7月1日	津市	後藤 佳基	津市	伊藤 純子
7月2日	津市	松井 博保	津市	中村 京文
7月3日	津市	田中 久志	津市	橋爪 秀典
7月4日	津市	田端 稔	津市	橋爪 秀典
7月5日	津市	松井 博保	津市	中村 京文
7月6日	津市	後藤 佳基	津市	伊藤 純子
7月7日	津市	田端 稔	津市	坂部 菜月
7月8日	津市	松井 博保	津市	辻村 尚美
7月9日	津市	田中 久志	津市	辻村 尚美

第9期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	小林 哉也	津市	長谷川 真里
6月24日	津市	橋本 忍	津市	村山 昌之
6月25日	津市	小林 洋之	津市	瀬田 義久
6月26日	津市	中山 大藏	津市	藤田 行正
6月27日	津市	脇田 智加子	津市	大橋 律子
6月28日	津市	服部 洋子	津市	宮田 裕幸
6月29日	津市	橋本 忍	津市	村山 昌之
6月30日	津市	小林 哉也	津市	廣瀬 みすず
7月1日	津市	中山 大藏	津市	大橋 律子
7月2日	津市	小林 洋之	津市	瀬田 義久
7月3日	津市	服部 洋子	津市	大橋 律子
7月4日	津市	脇田 智加子	津市	藤田 行正
7月5日	津市	小林 哉也	津市	中西 智徳
7月6日	津市	橋本 忍	津市	廣瀬 みすず
7月7日	津市	中山 大藏	津市	廣瀬 みすず
7月8日	津市	服部 洋子	津市	長谷川 真里
7月9日	津市	小林 洋之	津市	藤田 行正

第10期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日	津市	磯田 勉	松阪市	前田 売一
6月24日	津市	松田 隆男	津市	向田 早永
6月25日	津市	岸野 隆夫	松阪市	芝山 由佳子
6月26日	津市	海住 克己	津市	佐野 千奈
6月27日	津市	澤 栄理子	津市	廣瀬 智也
6月28日	津市	大西 順子	津市	磯田 秀和
6月29日	津市	石井 清勝	津市	石淵 誠人
6月30日	津市	岡野 正男	津市	藤田 泰大
7月1日	津市	松田 隆男	津市	松本 巧也
7月2日	津市	横谷 周	津市	境 大伸
7月3日	津市	岸野 隆夫	津市	東山 準也
7月4日	津市	磯田 勉	津市	佐野 千奈
7月5日	津市	大西 順子	津市	藤田 千晃
7月6日	津市	海住 克己	津市	磯田 秀和
7月7日	津市	石井 清勝	名張市	廣田 耕次
7月8日	津市	澤 栄理子	松阪市	芝山 由佳子
7月9日	津市	中林 則孝	津市	藤田 泰大

第11期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月6日	津市	渡邊 昇	松阪市	本多 裕樹
7月7日	津市	渡邊 昇	津市	豊田 法生
7月8日	津市	渡邊 昇	津市	小熊 信行
7月9日	津市	渡邊 昇	松阪市	本多 裕樹

第12期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月9日	津市	岡本 祐次	津市	川出 瑞貴

津市選挙管理委員会告示第41号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項により読み替えて適用される同法第48条の2第1項による在外選挙人が投票できる期日前投票所を次のとおり指定する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
第1期日前投票所	津市本庁舎8階大会議室 C	令和4年6月23日から同年 7月8日まで
第12期日前投票所	津市本庁舎1階ロビー	令和4年7月9日

津市選挙管理委員会告示第42号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	津市西丸之内23番1号
	2	津市立養正小学校	津市丸之内養正町14番1号
	3	津市相愛保育園	津市相生町77番地
	4	津市立敬和小学校	津市中河原445番地
	5	津市敬和公民館	津市寿町21番22号
	6	津市橋南会館	津市柳山津興1535番地27
	7	津市阿漕塚記念館	津市柳山津興622番地
	8	津市立育生小学校	津市下弁財町津興1350番地
	9	津市立橋南中学校	津市上弁財町津興2537番地4
	10	セントヨゼフ女子学園	津市半田1330番地
	11	津市橋南公民館	津市修成町12番1号
	12	津工会館	津市半田142番地
	13	津市立新町小学校	津市八町三丁目3番1号
	14	津市立西橋内中学校	津市東古河町7番1号
	15	三重大学附属幼稚園	津市観音寺町523番地
	16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	津市栄町一丁目954番地
	17	津市立南立誠小学校	津市桜橋二丁目39番地
	18	津市アストプラザ	津市羽所町700番地
	19	津市津西会館	津市一身田上津部田1355番地5
	20	津市立西が丘小学校	津市長岡町800番地437
	21	上浜団地集会所	津市上浜町四丁目49番地
	22	旧北立誠幼稚園	津市江戸橋一丁目76番地2
	23	津市雲出保育園	津市雲出本郷町1165番地
	24	津市城山会館	津市城山二丁目20番3号
	25	津市南郊公民館	津市高茶屋三丁目25番6号
	26	三重県工業研究所	津市高茶屋五丁目5番45号
	27	三重県立津高等技術学校	津市高茶屋小森町1176番地2
	28	津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地
	29	津市南が丘会館	津市垂水2882番地1
	30	津市立南が丘小学校	津市垂水2538番地1
	31	津市立神戸小学校	津市神戸332番地1
	32	泉ヶ丘集会所	津市野田21番地863
	33	旧片田幼稚園	津市片田井戸町43番地8
	34	津市立櫛形小学校	津市分部1211番地1
	35	津市立安東小学校	津市納所町245番地
	36	緑の街集会所	津市河辺町3511番地7
	37	津市立一身田小学校	津市一身田大古曾355番地
	38	津市一身田公民館	津市一身田町293番地3
	39	豊野会館	津市一身田豊野1406番地479
	40	町屋会館	津市栗真町屋町714番地1
	41	津市栗真保育園	津市栗真小川町274番地
	42	津市立白塚小学校	津市白塚町4463番地
	43	津市白塚市民センター	津市白塚町2111番地
	44	白塚団地第2自治会集会所	津市白塚町58番地15
	45	津市立大里小学校	津市大里窪田町1821番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	津市高野尾町5417番地
	47	津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目47番11号
河芸	48	中別保公民館	津市河芸町中別保2034番地3
	49	津市立豊津小学校	津市河芸町一色1680番地
	50	津市立上野小学校	津市河芸町上野2963番地
	51	東千里公民館	津市河芸町東千里759番地
	52	津市立千里ヶ丘小学校	津市河芸町千里ヶ丘13番地
	53	津市立黒田小学校	津市河芸町北黒田109番地1
	54	南黒田公民館	津市河芸町南黒田442番地1
	55	三行地区農業構造改善センター	津市河芸町三行1228番地1

芸濃	56	津市芸濃総合文化センター	津市芸濃町椋本 6824 番地
	57	津市立明小学校	津市芸濃町林 325 番地
	58	旧安西小学校	津市芸濃町北神山 310 番地
	59	津市雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院 1019 番地
	60	津市落合の郷	津市芸濃町河内 900 番地
美里	61	旧長野小学校	津市美里町北長野 1435 番地
	62	津市立高宮公民館	津市美里町足坂 560 番地 2
	63	旧辰水小学校	津市美里町家所 2045 番地
安濃	64	津市草生公民館	津市安濃町草生 4249 番地 1
	65	津市村主公民館	津市安濃町連部 69 番地 1
	66	津市安濃公民館	津市安濃町内多 3653 番地
	67	津市明合幼稚園	津市安濃町大塚 253 番地 2
久居	68	久居総合福祉会館	津市久居東鷹跡町 20 番地 2
	69	津市立誠之小学校	津市久居西鷹跡町 424 番地
	70	津市立成美小学校	津市久居新町 737 番地
	71	津市立立成小学校	津市久居野村町 560 番地
	72	久居さくらが丘集会所	津市久居桜が丘町 1813 番地 5
	73	津市密柑山幼稚園	津市久居北口町 554 番地 2
	74	津市北部保育園	津市久居北口町 859 番地 3
	75	津市元町地区集会所	津市久居元町 2099 番地 2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	津市須ヶ瀬町 1610 番地 7
	77	木造区集会所	津市木造町 1581 番地
	78	津市桃園情報センター	津市新家町 1365 番地 5
	79	津市こべき保育園	津市久居元町 2314 番地 17
	80	津市立戸木小学校	津市戸木町 2337 番地
	81	津市七栗産業会館	津市庄田町 517 番地 1
	82	津市立栗葉幼稚園	津市森町 284 番地 1
	83	一色公会所	津市久居一色町 766 番地 2
	84	下稻葉公会所	津市稻葉町 200 番地
	85	上稻葉ふれあい会館	津市稻葉町 2764 番地 1
	86	津市榊原農民研修所	津市榊原町 5104 番地
	87	津市下村教育集会所	津市榊原町 8161 番地 2
	88	寺野垣内集会所	津市榊原町 4696 番地 1
	89	津市榊原上教育集会所	津市榊原町 10295 番地 1
香良洲	90	津市香良洲公民館	津市香良洲町 1876 番地 1
	91	津市立香海中学校	津市香良洲町 128 番地
一志	92	井生公会所	津市一志町井生 2691 番地
	93	津市大井公民館	津市一志町大仰 217 番地 1
	94	井関公会所	津市一志町井関 1550 番地
	95	津市波瀬ふれあい会館	津市一志町波瀬 2232 番地 2
	96	室の口公民館	津市一志町波瀬 6401 番地 8
	97	津市川合文化会館	津市一志町八太 420 番地 4
	98	津市庄村集会所	津市一志町庄村 244 番地 1
	99	津市高岡老人憩いの家	津市一志町高野 1321 番地 1
	100	津市一志高岡公民館	津市一志町田尻 605 番地 2
	101	津市一志体育館	津市一志町高野 160 番地 728
	102	津市小山集会所	津市一志町小山 401 番地 1
	103	虹が丘集会所	津市一志町虹が丘 5 番地 7
	104	津市元取公民館	津市白山町城立 305 番地
	105	津市立家城小学校	津市白山町南家城 647 番地
白山	106	津市立川口小学校	津市白山町川口 1991 番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	津市白山町二本木 1001 番地 253
	108	津市三ヶ野集会所	津市白山町三ヶ野 2773 番地 1
	109	津市倭公民館	津市白山町中ノ村 581 番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	津市白山町八対野 994 番地 1

美杉	111	津市竹原多目的集会所	津市美杉町竹原 2 8 2 1 番地
	112	津市美杉総合文化センター	津市美杉町八知 5 5 8 0 番地 2
	113	津市太郎生多目的集会所	津市美杉町太郎生 2 1 2 0 番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生 4 4 7 3 番地 3
	115	津市伊勢地地域住民センター	津市美杉町石名原 1 6 8 1 番地
	116	津市八幡地域住民センター	津市美杉町奥津 1 2 8 8 番地 8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市美杉町川上 3 3 7 2 番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	津市美杉町丹生俣 1 3 6 0 番地 2
	119	津市多気地域住民センター	津市美杉町上多気 1 0 3 1 番地
	120	津市下之川地域住民センター	津市美杉町下之川 6 1 1 5 番地

津市選挙管理委員会告示第43号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | |
|-------------|------|
| 1 投票所を開く時間 | 午前7時 |
| 2 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第44号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	津市役所	吉田 和司	津市	駒田 岳一	津市
2	津市立養正小学校	原田 浩治	津市	紀平 誠雄	津市
3	津市相愛保育園	中原 賢二	津市	赤塚 直樹	津市
4	津市立敬和小学校	西澤 幸生	津市	藤枝 大介	津市
5	津市敬和公民館	若林 美佳	津市	大西 弘樹	津市
6	津市橋南会館	森平 敦史	桑名市	山路 雄也	津市
7	津市阿漕塚記念館	岡田 定幸	津市	神田 典宏	津市
8	津市立育生小学校	利藤 浩一	津市	岡副 佑紀	津市
9	津市立橋南中学校	鈴木 宏明	津市	赤塚 将太	津市
10	セントヨゼフ女子学園	辻岡 和也	津市	藤井 香里	津市
11	津市橋南公民館	林 桂子	津市	山副 一哉	津市
12	津工会館	古市 和久	津市	片山 織江	津市
13	津市立新町小学校	林 敬史	津市	小山 大輔	津市
14	津市立西橋内中学校	永田 慶一	津市	藤田 哲史	津市
15	三重大学附属幼稚園	谷本 聖美	津市	小林 美譽子	津市
16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	松本 邦子	津市	河村 義道	津市
17	津市立南立誠小学校	谷本 有司	津市	森 大志	津市
18	津市アストプラザ	東谷 竹雄	津市	高須 憲央	鈴鹿市
19	津市津西会館	柿内 宏介	津市	小菅 優斗士	津市
20	津市立西が丘小学校	畠山 和之	津市	加藤 浩通	伊勢市
21	上浜団地集会所	田辺 隆志	津市	淺野 哲	津市
22	旧北立誠幼稚園	山本 美保	津市	橋丸 大亮	津市
23	雲出保育園	石田 淳美	多気郡明和町	前山 勝紀	松阪市
24	津市城山会館	加藤 充孝	津市	吉川 真実	津市
25	津市南郊公民館	村田 智昭	津市	井川 裕子	松阪市
26	三重県工業研究所	鎌田 康志	津市	松尾 辰彦	津市
27	三重県立津高等技術学校	家田 友紀	津市	鈴木 弘一	津市
28	津市立藤水幼稚園	藤森 美穂子	津市	永田 卓也	津市
29	津市南が丘会館	川邊 純二	津市	源口 雅之	津市
30	津市立南が丘小学校	中村 光司	津市	得光 俊史	津市
31	津市立神戸小学校	多門 伸浩	津市	坂本 佐知	津市
32	泉ヶ丘集会所	山口 尚利	津市	池村 典子	津市
33	旧片田幼稚園	黒川 浩伸	津市	山田 貴之	津市
34	津市立櫛形小学校	梅本 洋平	津市	高須賀 弘平	津市
35	津市立安東小学校	中西 俊之	松阪市	鈴木 勝士	津市
36	緑の街集会所	駒田 敬彦	津市	梅谷 暢子	津市
37	津市立一身田小学校	小野寺 卓也	津市	藤原 崇	津市
38	津市一身田公民館	西口 昌孝	津市	古市 俊輔	津市

39	豊野会館	永合 由典	津市	立松 勇紀	津市
40	町屋会館	フォレスト 幹子	津市	別所 賢一	津市
41	津市栗真保育園	落合 勝利	津市	スガイ 敦子	津市
42	白塚小学校(屋内運動場)	柳原 雄樹	津市	日名子 博	津市
43	津市白塚市民センター	山村 武寛	津市	丹羽 智厚	津市
44	白塚団地第2自治会集会所	酒井 亮	津市	水谷 聰志	四日市市
45	津市立大里小学校	前田 巧	津市	山田 悠	津市
46	津市高野尾転作促進技術研修所	樽井 裕信	四日市	納富 宏幸	津市
47	津市豊が丘おおぞら会館	山本 昌孝	津市	中藪 大晃	津市
48	中別保公民館	内藤 清寿	津市	村田 有香	津市
49	津市立豊津小学校	南出 剛志	津市	國枝 和代	津市
50	津市立上野小学校	舟橋 裕子	津市	川出 富士雄	津市
51	東千里公民館	後藤 弘一	津市	岡田 徳子	津市
52	津市立千里ヶ丘小学校	若林 麻衣子	津市	長井 秀文	津市
53	津市立黒田小学校	丹羽 敬二	津市	長太 克敏	鈴鹿市
54	南黒田公民館	駒田 直紀	津市	土田 仁美	津市
55	三行地区農業構造改善センター	高橋 豊人	津市	畠中 直人	津市
56	津市芸濃総合文化センター	吉川 雅徳	津市	才戸 めぐみ	津市
57	津市立明小学校	福島 奈津	津市	田中 康治	津市
58	旧安西小学校	渥美 博	津市	柴田 智彦	津市
59	津市雲林院福祉会館	野島 隆則	津市	岡本 慎哉	津市
60	津市落合の郷	蟻戸 孝明	津市	伊藤 美帆	津市
61	旧長野小学校	澤岸 慎也	津市	山路 充洋	津市
62	津市立高宮公民館	不破 孝幸	津市	白山 貴子	津市
63	旧辰水小学校	樋口 雅大	津市	竹田 智貴	津市
64	津市草生公民館	奥山 英樹	津市	眞柄 隆史	津市
65	津市村主公民館	紀平 浩司	津市	日比 尚美	津市
66	津市安濃公民館	小林 泰子	津市	横井 宏和	津市
67	津市明合幼稚園	山川 晶子	津市	村主 真也	津市
68	久居総合福祉会館	田口 芳裕	津市	荒木 聰	津市
69	津市立誠之小学校	小濱 守	津市	栗田 英俊	津市
70	津市立成美小学校	松井 誠	津市	裏川 隆	津市
71	津市立立成小学校	井上 真	津市	渡邊 登美子	津市
72	久居さくらが丘集会所	山下 貴史	津市	木佐貫 徹	津市

73	津市密柑山幼稚園	松長 伸	津市	高木 和美	津市
74	津市北部保育園	大西 康裕	松阪市	小林 朋子	津市
75	津市元町地区集会所	前川 尚貴	津市	佐藤 圭太	津市
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	谷川 潤	津市	紀平 篤史	津市
77	木造区集会所	堤 佳代	松阪市	工藤 暢久	松阪市
78	津市桃園情報センター	真田 貴之	津市	畠 克典	津市
79	津市こべき保育園	戸森 清生	津市	大倉 千佳	津市
80	津市立戸木小学校	沼田 聰士	松阪市	大井 清	津市
81	津市七栗産業会館	藤巻 剛	津市	宮田 裕幸	津市
82	津市立栗葉幼稚園	谷口 大悟	津市	柴山 勝彦	津市
83	一色公会所	裏川 太紀	津市	岡野 百恵	津市
84	下稻葉公会所	中山 千春	津市	東山 準也	津市
85	上稻葉ふれあい会館	森 照味	津市	谷川 かつら	津市
86	津市榎原農民研修所	中山 貴博	津市	大森 正義	津市
87	津市下村教育集会所	木村 博友	津市	沼田 孝行	松阪市
88	寺野垣内集会所	長谷川 義記	津市	山本 涼介	津市
89	津市榎原上教育集会所	山川 隆宏	津市	大原 知子	津市
90	津市香良洲公民館	米川 幸彦	津市	八太 伸介	津市
91	津市立香海中学校	伊藤 良成	松阪市	高橋 純也	津市
92	井生公会所	南部 幸子	鈴鹿市	倉田 勝司	松阪市
93	津市大井公民館	成相 公洋	津市	水井 英人	松阪市
94	井関公会所	澤田 和也	津市	岡野 徳之	松阪市
95	津市波瀬ふれあい会館	豊田 法生	津市	川端 輝	津市
96	室の口公民館	中北 みのり	津市	前山 広重	津市
97	津市川合文化会館	城谷 貴穂	津市	坂部 菜月	津市
98	津市庄村集会所	稻垣 雅也	津市	森 美和	津市
99	津市高岡老人憩いの家	小林 英雄	津市	野末 覚	津市
100	津市一志高岡公民館	加賀 康介	津市	片田 正樹	津市
101	津市一志体育館	高津 陽介	津市	谷 泰徳	津市
102	津市小山集会所	谷川 玉枝	津市	小津 哲也	津市
103	虹が丘集会所	内田 泰豊	津市	小畠 豊	津市
104	津市元取公民館	蒲原 智晴	四日市市	熊崎 司	津市

105	津市立家城小学校	中西 智徳	津市	岸岡 康成	津市
106	津市立川口小学校	植松 久美子	津市	廣瀬 みすず	津市
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	長谷川 年樹	津市	植谷 弘也	津市
108	津市三ヶ野集会所	瀬田 義久	津市	飯田 泰正	津市
109	津市倭公民館	大橋 律子	津市	山根 美保	津市
110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	堀川 義隆	津市	西山 勇介	津市
111	津市竹原多目的集会所	磯田 秀和	津市	前田 憲一	松阪市
112	津市美杉総合文化センター	藤田 泰大	津市	大野 維佐子	津市
113	津市太郎生多目的集会所	今井 博之	津市	廣瀬 智也	津市
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	松永 邦彦	津市	布生 一人	津市
115	津市伊勢地地域住民センター	松本 巧也	津市	境 大伸	津市
116	津市八幡地域住民センター	奥村 昌弘	津市	松本 和子	津市
117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	安木 作	津市	石淵 誠人	津市
118	津市丹生俣多目的集会所	佐野 千奈	津市	波多野 裕三	津市
119	津市多気地域住民センター	海住 愛	津市	芝山 弘行	津市
120	津市下之川地域住民センター	廣田 耕次	名張市	向田 早永	津市

津市選挙管理委員会告示第45号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- 1 開票の場所 津市安濃中央総合公園内体育館
- 2 開票の日時 令和4年7月10日 午後9時30分から

津市選挙管理委員会告示第46号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

1 開票管理者

住 所 津市
氏 名 磯部 憲夫

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 津市
氏 名 永戸 吉朋

津市選挙管理委員会告示第47号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和4年6月22日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 くじを行う場所 | 津市本庁舎 8階大会議室A |
| 2 くじを行う日時 | 令和4年7月7日 午後5時30分 |

津市選挙管理委員会告示第48号

令和4年7月10日執行の参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院議員比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月27日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

第2期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月27日	津市	松下 貴史	津市	笠井 洋幸
6月29日	津市	笠井 洋幸	津市	松下 貴史

津市選挙管理委員会告示第49号

令和4年7月10日執行の参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院議員比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月28日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

第2期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月28日	津市	山脇 由佳	津市	古市 和久
7月9日	津市	山脇 由佳	津市	太田 幸弘

津市選挙管理委員会告示第50号

令和4年7月10日執行の参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院議員比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月28日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

第1期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月28日	津市	炭谷 拓司	津市	森田 泰紹
7月1日	津市	炭谷 拓司	津市	佐脇 吉直

津市選挙管理委員会告示第51号

令和4年7月10日執行の参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院議員比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月29日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

第2期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月29日	津市	奥田 卓良	津市	前田 恵津子
7月4日	津市	奥田 卓良	津市	奥田 満

津市職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

令和4年6月21日

津市公平委員会委員長 西川源誌

津市公平委員会規則第2号

津市職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号に掲げる事務（職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関する事務をいう。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員及び離職した職員（離職した日の翌日から起算して3月以内の者に限る。）を含む。）であって、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に掲げる職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者以外のものをいう。

(公平委員会に対する苦情相談)

第3条 職員は、津市公平委員会（以下「委員会」という。）に対し、書面又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限るものとする。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 苦情相談は、職員本人によるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(職員相談員)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、委員会の事務職員を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名するものとする。

(苦情相談の申出)

第5条 第3条第1項の規定による苦情相談を行おうとする職員は、次に掲げる事項を書面又は口頭により委員会に申し出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 連絡先
- (3) 所属部課等（離職した職員にあっては、離職直前の所属部課等）
- (4) 相談の内容
- (5) 相談を希望する日時

(苦情相談の受付)

第6条 職員相談員は、前条の規定による申出を受けたときは、相談の日時、場所等を決定し、申出をした職員（以下「申出人」という。）に連絡するものとする。

(事案の処理)

第7条 職員相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、申出人の所属する部課等の長その他関係職員に対し、委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

- 2 委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。
- 3 事案に係る問題について、津市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年津市公平委員会規則第4号）第6条第1項の規定による受理の決定があったとき、又は津市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成18年津市公平委員会規則第3号）第2条第1項に規定する措置の要求が受理されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前2項の規定により当該事案の処理を打ち切ったときは、申出人に対し、別に定める通知書により通知するものとする。

(調査)

第8条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、

必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成及び報告）

第9条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に関する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第11条 任命権者は、委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等を理由として、職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

（公平委員会及び各任命権者の協力）

第12条 委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。